

〔資料6〕 調査研究事業関連資料

先物振興発第34号
平成18年5月1日

平成18年4月28日

現在の経営環境について(調査結果中間報告)

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 二家 勝明

現在の経営環境について (調査結果中間報告)

先般4月7日付、ご報告いたしました「経営環境に係る調査結果の中間報告とその活用について」につきまして、調査分析及び整理が終了いたしましたので、別紙のとおり、改めてご報告いたしますのでご査収ください。

新年度入りのご多忙のところ、緊急な調査にご協力賜りましたこと、感謝申し上げます。

(送付資料)

現在の経営環境について (調査結果中間報告) 平成18年4月28日作成

調査日 平成18年4月3日(月)

回答会員数 73社 (会員82社、回答率89.0%)

調査項目1. 「貴社の平成17年度決算(平成18年3月末)は、平成16年度決算と比較して如何でしたか」(平成17年度決算速報値ベース) 73社回答

① よくなった。	19社 26.0%
ア) 経常収支はプラスであり、増益となった。	15社 20.5%
イ) 経常収支はマイナスであるが、改善した	4社 5.5%
② 悪くなった。	46社 63.0%
ウ) 経常収支はプラスであるが、減益となった。	16社 21.9%
エ) 経常収支はマイナスであるが、一層悪くなった。	30社 41.1%
③ 変わらない。	5社 6.8%
オ) 経常収支はプラスであるが、前年度並である。	5社 6.8%
カ) 経常収支はマイナスであるが、前年度並である。	0社
キ) 経常収支は±0であるが、前年度と変わらない。	0社
無回答	3社 4.1%
計	73社 100.0%

回答70社の過去年度の経常収支の状況

	平成17年度	平成16年度	平成15年度
経常収支プラス	36社	51社	55社
経常収支マイナス	34社	15社	9社

回答のあった70社について、過去年度の経常収支の推移を見ると、プラスの社数が漸減してきている。委託手数料依存度を低め収益の多様化を図るため、外圍為替証拠金取引業務(FX業務)を兼業する取引員が40社相当あったが、金融先物取引法改正で証券会社に係る自己資本規制比率が適用されることとなり、別会社化等の兼業中止の社については、本体業務で継続した社と対比して、FX業務の収益分を取り込めなかったと推測される(2.において分析)。(なお、15年度、16年度の合計社数が異なるのは、当業型取引員4社の経常収支の非公表、取引員新規参入等による。)

調査項目2. 平成17年度決算における収益の柱(収益の10%以上)

① 商品先物取引委託手数料収入	68社 97.1%
② 商品先物取引自己売買収入	20社 28.6%

③ 金融先物（外国為替証拠金取引等）手数料収入	13社	18.6%
④ 金融先物（外国為替証拠金取引等）自己売買収入	2社	2.9%
⑤ 証券取引（先物取引を含む）委託手数料収入	6社	8.6%
⑥ 証券取引（先物取引を含む）自己売買等収入	3社	4.3%
⑦ 商品ファンド等販売・管理手数料	3社	4.9%
⑧ 上場商品（金地金等）現物売買収入	2社	2.9%
⑨ その他（具体的に記載 別紙1参照）	4社	5.7%

（比率は回答のあった70社について）

調査項目1. と調査項目2. の対応関係について（分析）

經常収支の状況	＋で増益	＋で減益	＋で前年並	－改善	－悪化	－前年並
収益の柱（10%以上）	15社	16社	5社	4社	30社	0社
①商品先物取引委託手数料	12	16	4	4	29	0
②商品先物取引自己売買	5	5	0	1	9	0
③金融先物手数料収入	5	2	0	0	4	0
④金融先物自己売買収入	0	1	0	0	1	0
⑤証券取引委託手数料収入	3	1	0	0	1	0
⑥証券取引自己売買等収入	1	0	1	0	0	0
⑦商品ファンド等販売管理手数料	1	0	0	0	1	0
⑧上場商品等現物売買収入	0	0	0	0	0	0
⑨その他（別紙1参照）	1	0	3	0	0	0

＜グループごとの収益の柱に係る分析＞

經常収支プラスで増益となった15社（1. ア）について

委託手数料収入のみで増益の社は3社、自己売買益を加えて2本の柱で増益は3社、これらに外国為替証拠金（FX）取引手数料を加えて3本の柱の増益が2社であった。商品先物とFXとの委託手数料の2本柱が3社あった。証券会社としての収益1社、証券とその自己売買と商品ファンドの3本柱の社は1社、証券委託手数料とその他の2本柱は1社、証券委託手数料のみ1社で、これら4社は証券業中心の取引員である。

經常収支プラスで減益の社16社（1. ウ）について

商品先物の委託手数料のみの社は10社であり、自己売買益を加えた2本柱の社は3社、これにFX業務を加えた3本の柱の社は1社、委託手数料にFX業務委託手数料、FX自己売買、証券委託手数料の4本の柱の社は、1社である。

經常収支プラスで前年並み5社（1. オ）について

当業型受託会員3社を含み、商品先物は兼業業務である。

經常収支はマイナスで改善した社4社（1. イ）について

委託手数料のみの社は3社、自己売買との2本柱は1社である。

經常収支はマイナスで一層悪化した30社（1. エ）について

収益の柱が委託手数料収入のみの社は16社、自己売買益を加えた2本柱の社は7社、委託手数料にFXの手数料の2本柱は3社、自己売買益のみを収益の柱の社は1社、商品先物と証券の委託手数料の2本の収益の柱の社が1である。商品委託手数料とFX手数料とFX自己売買益の3本柱のところは1社ある。

受託業務収支比率について

經常収支のマイナスの社計34社について見ると、委託手数料のみの収益の柱のところは19社である。これらの社は、商品先物委託手数料収入と対応する経費対比の「受託業務収支率」は100%以下であり、一方、經常プラスの社計36社中14社は委託手数料のみの収益となっているが、これらの社の受託業務収支率が100%以上であることは明らかである。しかし、經常プラス36社中22社については、自己売買やFX取引との複合的収益となっているので、これらの社の「受託業務収支率」が100%以上になっているかどうかは不明である。

（収益の柱による分布分析）

經常収支プラス増益15社		經常収支プラス減益16社		經常収支プラス前年並5社		=	36社
①	3社	①	10社	①	1社	=	14社
① + ②	3社	① + ②	3社	① + ⑨	3社	=	9社
① + ② + ③	2社	① + ② + ③	1社	⑤ + ⑥	1社	=	4社
① + ③	3社	①+②+④+⑤	1社			=	4社
⑤	1社	① + ⑨	1社			=	2社
⑤ + ⑥	1社					=	1社
⑤ + ⑥ + ⑦	1社					=	1社
⑥	1社					=	1社
經常収支マイナス、改善4社		經常収支マイナスで悪化30社				=	34社
①	3社	①	16社			=	19社
②	1社	① + ②	7社			=	8社
		① + ② + ⑦	1社			=	1社
		① + ③	3社			=	3社
		②	1社			=	1社
		① + ⑤	1社			=	1社
		① + ③ + ④	1社			=	1社

調査項目3. 平成18年度の貴社の経営環境について（平成17年度との対比）

- ① 改善する（よくなる）。 36社 49.3%
- ② 変わらない。 16社 21.9%

③ さらに厳しくなる(悪くなる)。	16社 21.9%
④ 不透明で見込みが立たない。	4社 5.5%
回答なし	1社 1.4%
	73社 100.0%

経常マイナス改善	4社	3	0	1	0
経常マイナス悪化	29社(※)	18社	2社	7社	2社
					無回答
(小計)	34社	21社	2社	8社	2社 1社
計	70社	33社	16社	16社	4社 1社

経常収支の状況と経営環境(調査項目1.と3.の対比分析)

調査項目1で、無回答の社3社を除いた70社の中、経常収支プラス36社とマイナスの34社について、調査項目3との対比を行って分析する(なお70社のうち、経常マイナスの1社が回答なしで、実質69社となる)。

経常収支のプラスの36社について

平成18年度の状況について、「改善する(良くなる)」が12社33.3%、「変わらない」14社38.9%、「厳しくなる(悪くなる)」8社22.2%、「不透明で見込みが立たない」2社5.6%という状況である。経常プラスの社においても、18年度は悪くなると認識する社が8社22.2%ある。一方、改善すると見込む社が12社33.3%あるのは、17年度で見極めが付き18年度はさらに良くなるという認識と推測される。

経常収支のマイナスの33社(34社の内1社無回答、実質33社)について

33社のうち、平成18年度の経営環境についての認識は、「改善する(良くなる)」が21社(61.8%)、「変わらない」2社(5.9%)、「厳しくなる(悪くなる)」7社(20.6%)、「不透明で見込みが立たない」2社(5.9%)、という分布状況である。17年度の経常がマイナスであるが、18年度は改善が見込めるとする社が21社61.8%あるのは、17年度が底であったという認識と考えられる。一方、留意しなければならないのは、「変わらない」「厳しい」「見込み立たない」を「改善が見込めない」とするくくり方で見た場合には、計11社32.4%になる点である。

経常収支のプラスの社とマイナスの社の共通認識

経常収支のプラスの社かマイナスの社かを問わず、両グループに共通して窺えるのは、17年度が底(ボトム)で18年度はこれを脱出するとの認識であり、70社中の34社48.6%に上ることである。一方、「ボトムではない(「変わらない」「悪くなる)』との認識は、プラスの社とマイナスの社の計32社45.7%ある。不透明で見込みが立たないを含めるとボトム脱出認識の34社とボトムの中・ボトム形成中と認識の35社とはほぼ拮抗する。

(経常収支状況と経営環境の認識対比)

	改善する	変わらない	厳しくなる	見込み立たない
経常プラス増益	15社	6社	9社	0
経常プラス減益	16社	6社	3社	6社 1社
経常プラス前年並	5社	0	2社	2社 1社
(小計)	36社	12社	14社	8社 2社

調査項目4. 平成17年度の営業の状況について

(1) 平成17年度中の新規委託者数と平成16年度との対比(増減)について

① 増加した。	30社 41.1%
② 変わらない。	8社 11.0%
③ 減少した。	33社 45.2%
無回答	2社 2.7%

(説明)

個人情報保護法の施行や行為規制強化の影響が新規委託者の口座開設数にどう影響したかを見るための設問である。平成17年度における新規委託者口座開設数は、前年度との対比で増加した社は、30社41.1%、減少した社は33社45.2%とほぼ拮抗している。

(2) 登録外務員数の平成17年度の期首・期末対比(増減)について

① 増加した。	17社 23.3%
② 変わらない。	13社 17.8%
③ 減少した。	43社 58.9%

(説明)

勧誘等の行為規制の強化が、登録外務員数に影響が出ているかどうかをみる調査である。減少した社が43社58.9%、増加した社17社23.3%、変化なしが13社17.8%となった。年度中の延べ登録数での対比ではなく期首・期末の定点比較であったため、必ずしも調査目的に対応した正確な対比とはなっていない。

(3) 新卒採用数の平成18年度と平成17年度との対比について

① 増加した。	13社 17.8%
② 変わらない。	23社 31.5%
③ 減少した。	35社 47.9%
無回答	2社 2.7%

(説明)

改正法の施行の持つ社会的プラスイメージと、改正法施行前後の商品取引員に対する厳格な行政処分及びこれに伴うマスコミ報道というマイナスイメージが、就職戦線にどのような影響を与えたのかを見る設問である。新卒採用者数の減少した社

が35社47.9%、前年と変わらないが23社31.5%、増加したが13社17.8%となった。前年との比較では、マイナスイメージの方がより大きく影響したという判断できる数字と見ることができる。

(4) 「販売費及び一般管理費」の平成17年度と平成16年度の対比について

① 増加した。	21社	28.8%
② 変わらない。	15社	20.5%
③ 減少した。	35社	47.9%
無回答	2社	2.7%

(説明)

個人情報保護法の平成17年4月施行と同5月の改正法の施行の影響が営業経費等にどのように出るかのひとつの目安としての設問である。販売費及び一般管理費の前年対比では減少した社が35社47.9%と最も多く、増加したのは21社28.8%であった。「増加した」が多くなるのではないかと想定される設問であったが、「減少した」の回答が最多となった。少なからぬ社において営業所閉鎖、営業の配置転換等リストラが行われた結果であると推測される。

(5) 平成17年度期末(平成18年3月末)の純資産額について(概算・億円単位)

① 10億円未満	12社	16.4%
② 10～19億円	12社	16.4%
③ 20～29億円	10社	13.7%
④ 30～39億円	9社	12.3%
⑤ 40～49億円	7社	9.6%
⑥ 50～59億円	4社	5.5%
⑦ 60～69億円	1社	1.4%
⑧ 70～79億円	2社	2.7%
⑨ 80～89億円	1社	1.4%
⑩ 90～99億円	0社	
⑪ 100億円以上	12社	16.4%
無回答(3月末で把握できず)	3社	4.1%

純資産額の規模と経営環境の見通し比較について

純資産額は、速報値ベースの数字であるが、純資産額の規模と18年度に係る経営環境の見通しとを以下に対比する。

純資産額の分類を30億円未満、3億円以上50億円未満、50億円以上100億円未満、100億円以上に分類して、経営環境の見通しとの比較を行った。結果は、

「改善する(よくなる)」との見通しの比率の高いのは、順に、100億円以上の純資産額の会員の58.3%、ついで50億円未満のグループの56.3%、100億円未満のグループの50.0%、30億円未満のグループの42.4%という順序となる。対して、「さらに厳しい」の比率の高いのは、順に、30億円未満のグループの27.3%、100億円未満の25%、50億円未満の18.8%、100億円以上の16.7%となる。

「改善する」と「さらに厳しい」との相対比較からすると、純資産額の100億円以上が18年度の経営環境について、楽観的であるといえる。次いで、順に、30億円以上50億円未満のグループ、50億円以上100億円未満、30億円未満となっている。

純資産額と18年度経営環境見通し(1)

純資産額分類	①改善する。	②変わらない。	③さらに厳しい	④見通し立たず
30億円未満	34社※14社(42.4%)	8社(36.4%)	9社(27.3%)	2社(6.1%)
50億円未満	16社	9社(56.3%)	4社(25.3%)	3社(18.8%)
100億円未満	8社	4社(50.0%)	1社(11.1%)	2社(25%)
100億円以上	12社	7社(58.3%)	3社(25%)	2社(16.7%)
	70社	34社	16社	16社

これをさらに細分化して、10億円未満、20億円未満、30億円未満、40億円未満、50億円未満、100億円未満、100億円以上に区分して対比をする。「改善する(よくなる)」と「さらに厳しい」の分布との総合的対比では、100億円以上が相対的に楽観的見通しであり、次いで40億円以上50億円未満のグループが比較的明るい見通しが多いといえよう。反対に、見通しの悲観的といえるのは、20億円以上30億円未満のグループで、サンプル数は10社とは言いながら、比率では「改善する」が20%であるのに対して、「変わらない」が40%、「さらに厳しい」が30%となっている。その他の純資産額分類では、「改善する」が50%であり、「変わらない」や「さらに厳しい」と均衡している。

純資産額と18年度経営環境見通し(2)

純資産額分類	①改善する。	②変わらない。	③さらに厳しい	④見通し立たず
10億円未満	12社	6社50.0%	2社16.7%	4社33.3%
20億円未満	12社※	6社50.0%	2社16.7%	2社16.7%
30億円未満	10社	2社20.0%	4社40.0%	3社30.0%
40億円未満	9社	5社55.6%	2社22.2%	2社22.2%
50億円未満	7社	4社57.1%	2社28.6%	1社14.3%
100億円未満	8社	4社50.0%	1社12.5%	2社25.0%
100億円以上	12社	7社58.3%	3社25.0%	2社16.7%

※ 回答なし1社あり。

調査項目 5. 商品取引員の経営環境の改善に係る業界の取組（有効策）について
商品取引員の経営環境の改善に係る業界としての取組課題を複数の選択肢の中から、
短期的取組課題と中長期的取組課題に区分して、選択されたものである。

短期的取組課題として選択された上位項目

選択項目で最多の項目は、「行為規制の見直し（運用の弾力化）」であり、回答の過半を超える 41 社 56.2%に上る。行為規制の見直しについては、市場振興戦略会議の営業管理部会において、会員の営業現場における法令順守のあり方として検討されてきた。各社の営業の流れや顧客管理のあり方が様々な中で、法令順守方法に係る各社の工夫の余地が少なく、一律の法令遵守方法モデルの押し付けがなされているという印象をもって会員各社に受け止められていると考えられる。

（具体的記載事例）

- ・ 習熟期間中の委託者における投資可能金額の 3 分の 1 が 3 ヶ月未満に全額損失となった場合、委託者の意思で取引を継続する申し出があっても取引を終了するのは委託者の意思に反するため、自書の申し出書等の徴収で取引を継続可能とする。（事務局注・3 分の 1 が全損となった場合でも、残額の 3 分の 1 で建て玉は可能です。）
- ・ 投資可能額は、差引損益を通算し、投資可能金額として反映できることが望ましい。
- ・ 取引内容や対象顧客（投資経験等）に応じて、行為規制の適用の柔軟化する。
- ・ 未経験者における習熟期間中の投下可能額に係る規制の撤廃もしくは条件緩和。
- ・ 委託者からの徴収書類が多すぎる問題。

第 2 位は、「証拠金制度の見直し（運用の弾力化）」で、29 社 39.7%である。改正法の施行により、取引証拠金制度においても改正があり、追証拠金制度の請求時期とその返還時期・返還額について、あるいは取引員が取引本証拠金基準額を最低額として委託者から預託を受ける取引本証拠金の運用の実際について、さらには日本商品清算機構 J C C H に直接預託の場合と差し替え預託の場合との委託者からの差入れ書類の相違等運用に係る課題は多岐に渡ると考えられる。

（具体的記載事例）

- ・ 直接預託の委託者、差換預託の委託者の両方が J C C H に対する請求権を持つのであれば両者に差はなく、もっとシンプルな証拠金制度にすべき。
- ・ 証拠金制度の追証の立替を軽減させること。本証の 2 分の 1 を超えた場合の金額請求を 2 回目以降も同様とし、単純化を図る。現状の追証拠金制度は、委託者が理解できていないのではないか。
- ・ 市場参加者ごとの市場リスクに伴う証拠金の適用ができるように。

第 3 位は、「国民への啓蒙（商品先物取引の意義等に係る政府広報）」で 20 社 27.4%

であった。個人情報保護法や再勧誘の禁止等の行為規制の強化に伴い、商品先物取引への参加チャンネルが限定的になり、商品先物取引知識のない層への普及において厚い壁があることが反映された結果と言える。

（具体的記載事例）

- ・ マスコミへの啓蒙と P R（市場流動性確保の重要性及び業界が改正法の施行により質的に向上している現状について）
- ・ 金融商品の一つとして、一般市民の興味と理解を得る広報活動
- ・ バーチャル取引等、疑似体験による商品先物取引普及促進

第 4 位は、「財務要件の見直し（自己資本の有効活用等）」で 18 社 24.6%となった。内容は様々であろうが、市場振興戦略会議では、限月間や商品間で売買の対当する自己玉リスク評価が軽減される等平成 18 年 1 月からの省令改正を実現させることができたが、合わせて、商品取引責任準備金の積立て義務について、役職員の違法・不法行為の介在余地のない電子取引、商品ファンド受託、海外玉受託、取次ぎからの受託等は積立て対象からの除外または軽減の方向での理論整備を行っている。

（具体的記載事例）

- ・ ネット取引についての商品取引責任準備金の免除
- ・ 商品取引責任準備金の見直しを行い、取引コストの軽減を図る。次の取引は責任準備金の積立て対象としない。
○ 会員当からの受託 ○ ファンドからの受託 ○ 取次取引員、オムニバスアカウントの受託
○ インターネット取引、I S V 等顧客が直接注文入力する取引
- ・ 業態としてのインターネット取引が主体の場合は、責任準備金の低減を図る。
- ・ 自己資本規制比率要件の緩和

第 5 位は、「取引所システムの共通化（共同利用による取引システム経費の節減等）」で 15 社 20.5%である。会員の多くが困ったことと受け止めながら、取引所当事者に言い出せない項目である。会員実務者は十分に認識し、経営トップにも報告がなされていると考えられるが、現在のところ、取引所当事者には十分に伝わっていない「陰の声」にとどまっている。

中長期的取組課題として選択された上位項目

最多の取組課題として選択された項目は「国民への啓蒙（商品先物取引の意義等に係る政府広報）」で 53 社 72.6%であった。コメの上場申請に係る政府の姿勢等がニュースとして流れたことも関係していると推測される結果である。

（具体的記載事例）

- ・ 商品先物取引が国民生活に寄与していることが啓蒙されていない。

- ・ 商品先物取引と類似する取引（海外商品先物、FX取引等）との区別をアピールすべき。
- ・ 大学等の高度な教育機関での学問的普及活動
- ・ 市場と学界との連携充実策の展開
- ・ 商品先物取引は自己責任の求められる取引であることのPR
- ・ 各取引所の垣根を超えた日本を代表する「商品指数」の上場

第2位が、「取引所システムの共通化（共同利用による取引システム経費の節減等）」で28社38.4%である。短期的項目では、第5位の取組課題であったが、中長期的取組課題としては第2位である。第3位は、「業界ビジョンの検討（商品先物市場の将来像と商品取引員の経営展望）」が選択され25社34.2%に上る。第4位が「商品投資顧問業の活性化（個人契約の解禁等）」で22社30.1%、次いで「外務員専門性の教育の推進」が20社27.4%、第5位が、「業界団体コストの軽減（団体運営の効率化）」で16社21.9%、第6位が、「IB制度の導入」14社19.2%と続く。

（具体的記載事例）

- ・ 全取引所のシステムを取引員のシステムから直接発注できる取引システムに変更する。
- ・ 業界団体の必要経費が多すぎると考えられ、手数料自由化の観点からも一層の削減を図っていただきたい。取引所のシステムの共有化も是非検討いただきたい。
- ・ J C C H、委託者保護基金等の統合を含めたクリアリング制度の簡素化と実質的に有効なクリアリング制度の構築。
- ・ 世界に通用するクリアリングハウスとする。安定的な運営を担保する財産的基盤は増資や目的基金の積立てを持って行う。

第3位以下は、将来展望と密接に関連する項目といえることができる。個人を対象の対面営業が行為規制強化の影響をもっとも受ける中で、新たなビジネス・モデルを構築していかなければならない。今後の展望の中で、商品ファンドや海外受託、電子取引等の普及の中で、取引員としての付加価値を何に求めるか、外務員に期待する役割、固定経費の変動経費への転換、受託機能とクリアリング機能、取次機能、勧誘・助言機能等の商品取引員の総合的機能の分離、そうした将来展望の中で、団体の役割の見直し（整理・統合）等による「業界団体コストの軽減」も課題となってくる。

〈短期的課題〉（多い順上位から）

第1	行為規制の見直し（運用の弾力化）	41社	56.2%
第2	証拠金制度の見直し（運用の弾力化）	29社	39.7%
第3	国民への啓蒙（商品先物取引の意義等に係る政府広報）	20社	27.4%
第4	財務要件の見直し（自己資本の有効活用等）	18社	24.6%
第5	取引所システムの共通化（共同利用による取引システム	15社	20.5%

経費の節減等）

第6	商品投資顧問業の活性化（個人契約の解禁等）	8社	11.0%
第7	日本商品清算機構会員制度（財務負担との関係整理等）	6社	8.2%
第8	IB制度の導入	5社	6.8%
第9	業界団体コストの軽減（団体運営の効率化）	4社	5.5%
第9	業界ビジョンの検討（商品先物市場の将来像と商品取引員	4社	5.5%
第9	受益者負担による委託者保護制度（斡旋・調停費用の負担）	4社	5.5%
第12	外務員制度、専門性教育の推進	3社	4.1%
第13	その他（別紙1参照）	5社	

〈中長期的課題〉（多い順上位から）

第1	国民への啓蒙（商品先物取引の意義等に係る政府広報）	53社	72.6%
第2	取引所システムの共通化（共同利用による取引システム	28社	38.4%
	経費の節減等）		
第3	業界ビジョンの検討（商品先物市場の将来像と商品取引員	25社	34.2%
	の経営展望）		
第4	商品投資顧問業の活性化（個人契約の解禁等）	22社	30.1%
第5	外務員専門性の教育の推進	20社	27.4%
第6	業界団体コストの軽減（団体運営の効率化）	16社	21.9%
第7	IB制度の導入	14社	19.2%
第8	後方事務処理部門・顧客口座管理部門の代行・引受制度	9社	12.3%
第9	財務要件の見直し（自己資本の有効活用等）	8社	11.0%
第9	行為規制の見直し（運用の弾力化）	8社	11.0%
第9	日本商品清算機構会員制度（財務負担との関係整理等）	5社	6.8%
第12	受益者負担による委託者保護制度（斡旋・調停費用の負担）	5社	6.8%
第13	証拠金制度の見直し（運用の弾力化）	3社	4.1%
第14	外務員制度の改善（具体的に 別紙3 ）	3社	4.1%
第15	その他（具体的に 別紙3 ）	2社	2.7%

取組課題についての短期・中長期比較

	短期的課題	中長期課題
①財務要件の見直し（自己資本の有効活用等）	18社	8社
②行為規制の見直し（運用の弾力化）	41社	8社
③証拠金制度の見直し（運用の弾力化）	29社	3社
④業界団体コストの軽減（団体運営の効率化）	4社	16社
⑤日本商品清算機構会員制度（財務負担との関係整理等）	6社	5社
⑥国民への啓蒙（商品先物取引の意義等に係る政府広報）	12社	37社

⑫国民への啓蒙（商品先物取引の意義についての政府広報）	8社	16社
⑬IB制度の導入	5社	14社
⑭商品投資顧問業の活性化（個人契約の解禁等）	8社	22社
⑮取引所システムの共通化（共同利用による経費の節減等）	15社	28社
⑯外務員制度の改善（具体的に）	1社	3社
⑰外務員専門性の教育の推進	12社	20社
⑱業界ビジョンの検討（市場の将来像と取引員の経営展望）	4社	25社
⑲後方事務処理部門・顧客口座管理部門の代行・引受制度	0社	9社
⑳受益者負担による委託者保証制度（斡旋・調停費用の負担）	4社	5社
㉑その他（具体的に）	5社	2社

(文責・秋田)

【別紙】

2.平成17年度決算において、貴社の収益の柱となった分野(10%以上のシェアを占めるもの)は、つぎのいずれですか(複数回答可)。

- ㉒ その他（具体的にご記入ください。）
 - ・石油製品販売業
 - ・砂糖他商品売上
 - ・現物部門の収入
 - ・債券・投信等募集商品

5.商品取引員の経営環境が改善されることが、商品先物市場の流動性の確保・向上に不可欠ですが、業界の取組として何が有効であるとお考えですか。短期的取組と中長期的取組に分けて、取組み課題選択肢の中から項目を選択してください(複数選択可)。具体的なご提案があればご記入ください

(1) 短期的取組 具体的提案事項

・ ネット取引についての責任準備金の免除
・ ㉓:未経験者における習熟期間中の投下可能額に係る規制の撤廃若しくは条件緩和
・ ㉔:当該制度の早期実現及び同制度の資格等条件の緩和化
・ 証拠金制度の追証の立替を軽減させること。 本証の1/2を超えた場合の金額請求2回目以降も同様とし、単純化を図る。 現状の追証制度は、委託者が理解できていないのではないかと。 清算機構の取引証拠金の維持証拠金の撤廃。 別な形で規制純資や流動、当座性等で規制。 現在の制度は取引員に負担を強いているだけです。
・ 分離保管と清算機構との関係で、株式等の出庫時(名義変更や売却)及び返却の時価相当額の預立は、運送保険等の対応は行っているとと思われるので、過剰な対応ではないか。
・ ㉕:習熟期間中の委託者における投資可能資金額の1/3が3ヶ月未満に全額損失となった場合、委託者の意思で取引を継続する申し出があっても取引を終了するのは委託者の意思に反する為、自害の申出誓等の徴収で取引を継続可能とする。
・ 投資可能金額は差引損益を逐算し、投資可能資金額として反映できることが望ましい。
・ ㉖:直接預託の委託者、差換預託の委託者の両方がJGCHIに対する請求権を持つのであれば両者に差はなく、もっとシンプルな証拠金制度に変更すべき。
・ ㉗:損失補てんの禁止が実施されるまでに日商協による調停を廃止する。 損失補てんの禁止が実施された場合、日商協のあっせん、調停の割合が増加することが考えられ、現在の調停では取引員に不利な調停案が提示されることが多く、拒否権がないままでは、取引員の大幅なコスト増に繋がりがわかない。

<ul style="list-style-type: none"> ⑭:商品取引責任準備金の見直しを行い、取引コストの軽減を図る。 次の取引は責準の対象とはしない。 (1)会員等からの受託取引 (2)ファンドからの受託取引 (3)取次会員、オムニバスアカウントの受託 (4)インターネット取引、ISV等顧客が直接注文入力する取引 また、責準の積立額を担保するため10万分の2を10万分の3にするのではなく、次のうち大きい金額とする方法に変更してはどうか。 (1)総約定代金の10万分の2を乗じた金額 (2) 総約定代金に突積率(過去3年の弁済額の割合)を乗じた金額
<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョンを明確にし、財務基盤を強化し、透明な経営
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適量制度、投資可能資金額
<ul style="list-style-type: none"> ・ マスコミへの啓蒙とPR。 (市場流動性確保の重要性及び質的に向上している業界の現状)
<ul style="list-style-type: none"> ・ コメ上場の件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引内容や対象顧客(投資経験等)に応じて、行為規制の適用を柔軟化。 ・ 専門的な外務員教育(FP含む) ・ 市場参加者ごとの市場リスクに伴う種別金のあり方。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業態としてインターネット取引が主である場合、責任準備金の低減を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勧誘規制の緩和
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託者からの徴収書類が多すぎる問題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引員のJCCHへの資本参加(株式の取得)を促む。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定率会費等の見直し
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本規制比率要件の緩和
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品の一つとして、一般市民の興味と理解を得る広報活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ バーチャル取引等、疑似体験による普及促進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料減収に対する経費等の見直し
<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑮:大型商品の相場
<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国並みの個人CTAを許認可とし、委託者との契約による一任売買を認めることで、委託者トラブルが減少し、定着率、借入を高めることができる。

(2) 中期的取組課題 具体的提案事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題委託者の情報交換を行う体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑭:関連負担費の軽減化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務員の教育の推進と登録外務員以外の独自の資格制度を設けるべき。 より専門的な知識武装が人を育む。例えば、資産運用と相場との関係から、FPと気象予報士(長期的予想ができる)を持ち合わせたようなものなど、多様性、独自性があるもの。 知識レベルを高めることが、結果的に当業界の発展に結びつく。 相場商品の種類と数が少なすぎる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑮:日商協主催のゼミナールが定期的に開催されているが、外務員のためのコンプライアンス研修や主務省主催のセミナーを設けていただき、外務員は年間最低2回以上参加する義務とし、資質の向上を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 目先の利益を求めめるのではなく、顧客中心の営業姿勢を継続して信頼性を上げることが市場の活性化に繋がる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑯:JCCH、委託者保護基金等の統合を含めたクリアリング制度の簡素化と実質的に有効なクリアリング制度の構築。 世界的に通用するクリアリングハウスとする。 安定的な運営を担保する財産的基盤は増資や目的基金の積立をもって行う。 ⑰:全取引所のシステムを取引員のシステムから直接発注できる取引システムに実装。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ありきの制度ではなく、業界の発展を促す制度であるべき。そのためには、業界全体の信頼性の向上が不可欠。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑱、⑲、⑳の継続的活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規相場(コメ、CO2排出権等)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所の株式会社化 ・ 営業部門、バックオフィス業務の分社化 ・ 投資一任制度の導入 ・ 商品の多様化(リスク低減取引等)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活に寄与していることが啓蒙されていない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑲:商品先物に類似する取引(為替、海外先物)との区別をアピール
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務員資格の厳格化 ・ 一任口座(成功報酬型営業)のスキームづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学、大学院等、高度な教育機関での学問的普及活動 ・ 市場と学界の連携実策の展開
<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制において、証券との損益通算を可能にする
<ul style="list-style-type: none"> ・ ㉑:営業活動における色々な規制の問題 ・ 商品先物取引は、委託者と会社との間の借取取引である。 (自己責任における取引であることをPR)
<ul style="list-style-type: none"> ・ ㉒:商品先物取引のPR ・ ㉓:外務員の質、地位向上
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各取引所の垣根を越えた、日本を代表する「商品指数」の相場
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界団体の必要経費が多すぎると考えられるので、手数料の自由化の観点からも一層の削減を図っていただきたい。取引所のシステムの共有化もぜひご検討いただきたい。

18 先物振興発第 35 号

平成 18 年 5 月 2 日

役員各位

日本商品先物振興協会
会長 二家勝明

「委託者保護ガイドライン」の運用実態に関するアンケート

当先物協会が 4 月に実施したアンケート調査では、商品取引員経営者の約 50% の方々が平成 18 年度の経営環境が厳しいとご認識されています。昨年の改正商取法施行で強化された行為規制が大きな要因の一つとも考えられています。

「委託者保護ガイドライン」等法令に基づくルール遵守は当然として、ルール遵守の方法については商品取引員に一任して頂きたい旨を主務省等に要望しています。これについて主務省等は、総論でなく、具体的に、どの部分を、こうしてほしい、ということ を明らかにするよう求めています。

つきましては、別紙アンケートに掲げた事項について、貴社の営業部門・管理部門の双方にヒアリングをしていただき、具体的事情をお聞かせいただきますよう、お願い申し上げます。

ご回答を踏まえ、行為規制の運用にかかる課題整理と運用のあり方の改善策のとりまとめをしたいと考えますので、ご多用のところ真に恐縮ですが、5 月 15 日(月)までに、FAXにてご返信下さいますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートは検討課題を把握するためのものであり、ご回答いただきました個別会員ごとの内容は公表しないことを申し添えます。

以上

「委託者保護ガイドライン」の運用実態に関するアンケート

設問 1. ガイドラインを踏まえた営業を行ううえで、運用が困難なことは何ですか。
具体的にお書き下さい。

〔回答ご記入欄〕

設問 2. ガイドラインに則した管理を行ううえで、運用が困難なことは何ですか。
具体的にお書き下さい。

〔回答ご記入欄〕

設問 3. 追証拠金が発生し、それを入金すると投資可能資金額を超える場合、どのような対応をしていますか。

〔回答ご記入欄〕

設問 4. 委託者保護ガイドラインは「勧誘」に係る規制であり、受託業務管理規則は勧誘に加えて「受託」に係る自主規制ですが、運用上でご苦勞されている点がありますか。ありましたら具体的にお書き下さい。

〔回答ご記入欄〕

設問 5. 受託業務管理規則その他の社内ルールで、委託者保護ガイドラインより高い基準あるいは慎重な手続きを定めていますか。
それはどのような事情で定めたものですか。

〔回答ご記入欄〕

設問 6. 委託者保護ガイドラインに定められた事項を遵守するうえで、関連する苦情はありましたか。どのように対応されましたか。

〔回答ご記入欄〕

設問 7. (法施行後に主務省検査を受けた社にお聞きします。)
委託者保護ガイドライン等行為規制に関して、検査官からどのような指摘がありましたか。具体的にお書き下さい。

〔回答ご記入欄〕

* ご記入いただいた内容について実態を正しく把握するために、電話で確認をさせていただくことがございますので、営業部門・管理部門のご担当者をご紹介下さい。

営業部門：(役職・ご氏名)

(ご連絡先TEL)

管理部門：(役職・ご氏名)

(ご連絡先TEL)

平成 18 年 12 月 27 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

調査結果のご報告
(商品取引責任準備金に係る積立状況等の調査)

本会では昨年 9 月以来の市場振興戦略会議において商品取引責任準備金制度の見直しの方向を打ち出してきたところですが、今年度の省令改正要望の基礎データとするため、先般、会員各社のご協力を賜り商品取引責任準備金の状況等について調査を行いました。

今般、同調査の集計結果がまとまりましたのでその概要をご報告すると共に、会員の皆様方のご協力に厚く御礼を申し上げます。

記

調査の概要

- (1) 調査実施期間 2006 年 10 月 3 日～10 月 12 日
- (2) 調査対象期間 2005 年 4 月 1 日～ 3 月 31 日
- (3) 調査対象者 本会会員
- (4) 調査内容 以下の「取引形態区分」ごとの「調査項目」を調べる方法による。

「取引形態区分」

- ① 「専門知識等を有する者*1」からの受託
- ②-1 ①以外の者のうち、「投資助言*2の無い電子取引*3」による受託
- ②-2 ②-1のうち、「法人顧客」からの受託
- ③-1 ①以外の者のうち、「投資助言の有る電子取引」による受託
- ③-2 ③-1のうち、「法人顧客」からの受託
- ④-1 ①から③以外の受託（対面取引等、その他の取引）
- ④-2 ④-1のうち、「法人顧客」からの受託

*1 「専門知識等を有する者」とは省令 107 条で規定する以下の者をいう。

(ア) 商品取引員、(イ) 証券取引法上の適格機関投資家、(ウ) 商品投資販売業者・商

品投資顧問業者、(エ) 外国の法令上、前記(ア)から(ウ)に相当する者、(オ) 当業者

*2 投資助言とは、外務員が行う相場情報の提供、各種の相談、アドバイス等をいう。

*3 電子取引とは以下のものをいう。

- ① ISV
- ② インターネット取引
- ③ その他、電子的な仕組みを經由して委託者の注文意思が直接取引所に届くもの

「調査項目」

- ① 調査対象期間中の商品先物取引に係る委託売買枚数
 - ② 上記取引の取引金額
 - ③ 上記取引に係る責準備積立額
 - ④ 平成 17 年度末における積立最高限度額
 - ⑤ 調査対象期間中の事故等解決件数
 - ⑥ 上記⑤のうち「値合金処理」に係る件数
 - ⑦ 上記事故等に係る解決金額
 - ⑧ 上記⑦のうち「値合金処理」に係る解決金額
 - ⑨ 上記解決金額のうち責任準備金を取り崩した額
 - ⑩ 上記⑨のうち「値合金処理」に係る責準備取崩額
- (5) 調査結果の概要（集計結果は別紙をご参照下さい。）

「専門的知識等を有する者からの受託」及び「投資助言等の無い電子取引による受託」が枚数ベースのシェアで全体の約 31%を占めた。これらの取引形態では商品取引事故がほとんど発生しておらず、その事故処理内容も値合金が大部分を占める状況となった。これらの取引形態において総取引金額に占める事故解決金額はそれぞれ 10 分の 0.04 ないしは 0.05 と、現状の責任準備金積立利率である 10 万分の 3 と比較すると極めて低い数値となった。

一方、対面取引等が範疇となる「その他の取引」は枚数ベースの取引シェアが約 68%を占めた。商品取引事故処理額に占める値合金処理額は 13.9%という水準で、残りの約 86%は違法・不法行為であるという結果となった。総取引金額に占める事故解決金額は 10 万分の 12.99 という、現状の積立利率と比較しても高い数値となった。

以上

商品取引責任準備金の積立状況等に係る調査 集計表

回答社数 73社

(内訳)

	合計 (S)	①: 専門知識等を有する者*1からの受託		②-1: 左記①以外の者のうち、投資助言等*2のない電子取引*3による受託		②-2: ②-1のうち法人顧客からの受託			③-1: 左記①以外の者のうち、投資助言等*2のある電子取引*3による受託		③-2: ③-1のうち法人顧客からの受託			④-1: ①から③以外の受託		④-2: ④-1のうち法人顧客からの受託		
		実数	比率 ①/S	実数	比率 ②-1/S	実数	比率 ②-2/S	比率 ②-2/②-1	実数	比率 ③-1/S	実数	比率 ③-2/S	比率 ③-2/③-1	実数	比率 ④-1/S	実数	比率 ④-2/S	比率 ④-2/④-1
1 調査対象期間中の商品先物取引に係る受託売買枚数	119百万枚	156百万枚	13.2%	295百万枚	17.2%	1.5百万枚	1.2%	7.1%	1.3百万枚	1.1%	0.03百万枚	0.02%	2.15%	80.8百万枚	68.4%	2.4百万枚	2.0%	2.9%
2 上記取引の取引金額	197兆円	31兆円	15.9%	52兆円	26.5%	4兆円	1.9%	7.1%	1兆円	0.4%	0.03兆円	0.01%	3.67%	119兆円	57.1%	4兆円	2.1%	3.6%
3 上記取引に係る買戻立戻	5,924百万円	947百万円	16.0%	1,573百万円	26.5%	111百万円	1.9%	7.1%	22百万円	0.4%	1百万円	0.01%	3.67%	3,382百万円	57.1%	123百万円	2.1%	3.6%
4 平成17年度における積立最高残高	15,189百万円																	
5 調査対象期間中の事故等解決件数	2,906件	71件	2.4%	273件	9.4%	9件	0.3%	3.3%	4件	0.1%	0件	0.0%	0.0%	2,558件	88.0%	17件	0.6%	0.7%
6 上記のうち「適合金処理」に係る件数	698件	71件		271件		9件			1件		0件			355件		7件		
7 「適合金処理」の比率(件数ベース、6/5)	24.0%	100.0%		99.3%		100.0%			25.0%		0.0%			13.9%		41.2%		
8 上記事故等に係る解決金額	14,675百万円	13.7百万円	0.1%	27.5百万円	0.2%	0.67百万円	0.005%	2.4%	7.0百万円	0.05%	0円	0.0%	0.0%	14,627百万円	99.7%	49.2百万円	0.3%	0.3%
9 上記のうち「適合金処理」に係る解決金額	427.0百万円	13.7百万円		27.4百万円		0.67百万円			0.003百万円		0円			385.9百万円		3.9百万円		
10 「適合金処理」の比率(金額ベース、9/8)	2.9%	100.0%		99.7%		100.0%			0.04%		0.0%			2.6%		8.0%		
11 上記8の解決金額に対する総取引金額の比率(12/8)(10万分の1)	7.45	0.04		0.05		0.02			0.56		0.00			12.99		1.20		
12 上記解決金額のうち責任準備金を取り戻した額	4,971百万円	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	0.0%	5.6百万円	0.1%	0円	0.0%	0.0%	4,966百万円	99.9%	0円	0.0%	0.0%
13 解決金額に占める買戻取戻額(11/12)	33.9%	0.0%		0.0%		0.0%			79.3%		0.0%			33.9%		0.0%		
14 上記11のうち「適合金処理」に係る買戻取戻額	259百万円	0円		0円		0円			0円		0円			259百万円		0円		
15 買戻取戻額に占める「適合金処理」の比率(12/11)	5.2%	0.0%		0.0%		0.0%			0.0%		0.0%			5.2%		0.0%		

2006.12.26 日本商品先物振興協会 JCFIA

〔資料6-(3)-②〕

商品取引責任準備金の追加調査に係る集計表

		合計	① 専門知識を有するものからの受託	② 投資助言等のない電子取引による受託	③ 投資助言等のある電子取引等による受託	④ その他(対面等)
平成15年度	総取引金額	42,810,542,708,079	10,583,463,938,087	3,947,761,121,690	0	28,279,317,648,302
	事故解決金額	1,102,546,192	14,410,160	1,888,380	0	1,086,247,652
	比率	2.58	0.14	0.05	0.00	3.84
平成16年度	総取引金額	50,953,583,705,388	13,660,648,854,077	6,640,277,803,594	0	30,652,657,047,718
	事故解決金額	1,528,787,683	19,544,756	428,570	0	1,508,814,357
	比率	3.00	0.14	0.01	0.00	4.92
平成17年度	総取引金額	56,485,898,008,970	18,499,943,153,760	9,414,728,482,440	4,567,839,200	28,566,658,533,570
	事故解決金額	2,423,814,278	8,232,976	6,900,765	0	2,408,680,537
	比率	4.29	0.04	0.07	0.00	8.43

*1 調査実施時点(平成19年3月6日)における先物振興協会の理事・監事・制度政策委員である19の商品取引員に調査を依頼し、回答期限までに提出のあった14社の3か年度における合計値の推移表である。

*2 「総取引金額」及び「事故解決金額」の表示単位は1円、「比率」は10万分の1を表示単位とした。

平成19年3月19日
日本商品先物振興協会

平成 18 年 12 月 26 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

商品取引員の IT 化に関するアンケート集計結果のご報告

本会では、本年 12 月 8 日から 15 日にかけて会員各社の IT 化の現状を把握すると共に、取引所のシステム改変に係るコスト等に関する会員代表者のご意見を拝聴したく IT 化に関するアンケート調査を実施しました。

この調査結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

なお、集計結果 (PDF 版) は、本会の会員専用ページ (jcfia@jcfia.gr.jp) においてご覧になれます。

会員の皆様にはお忙しい中にもかかわらず、調査へのご協力を賜りありがとうございました。

平成 18 年 12 月 28 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

商品取引員の IT 化に関するアンケート集計結果の一部修正について

このたび 12 月 26 日にご報告いたしました商品取引員の IT 化に関するアンケート集計結果の一部を修正しましたことをご報告いたします。
※協会ホームページ (会員専用ページ) に修正されたデータを掲載しております。

修正箇所

2. バックオフィスシステムについて (10) ISMS 認証取得の有無

の質問項目です。

・修正前

取得している	4 社	5.6%
取得していない	67 社	94.4%

・修正後

取得している	3 社	4.2%
取得していない	68 社	95.8%

となりましたことをご報告いたします。

商品取引員のIT化に関するアンケート集計結果

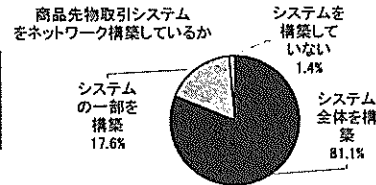
75 社の回答状況

※複数回答する社、無回答の社があり回答社数と回答数が一致しない箇所があります。

1 一般的な質問

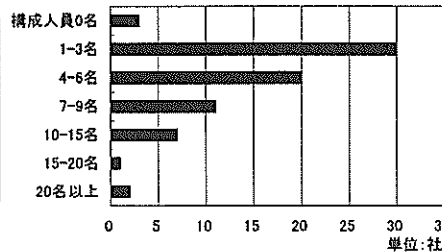
(1)商品先物取引システム(発注系、顧客属性、証拠金・ポジション管理業務等、法定帳簿作成等)をネットワーク構築しているか否か

	回答社数	74 社	比率
取引システム全体を構築している社	60 社	81.1%	
取引システムの一部を構築している社	13 社	17.6%	
取引システムを構築していない社	1 社	1.4%	



(2)システム部門の構成人数

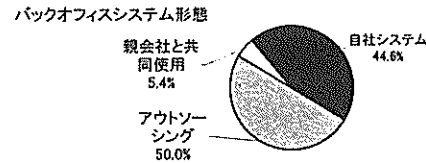
回答社数	74 社	比率
0名	3 社	4.1%
1-3名	30 社	40.5%
4-6名	20 社	27.0%
7-9名	11 社	14.9%
10-15名	7 社	9.5%
15-20名	1 社	1.4%
20名以上	2 社	2.7%
回答社平均人数	4.46 名	



2 バックオフィスシステム

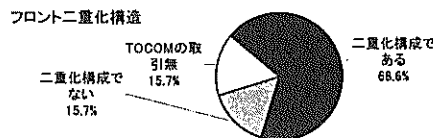
(1)バックオフィスシステムの形態について

回答社数	74 社	比率
自社システム	33 社	44.6%
アウトソーシング	37 社	50.0%
親会社と共同使用	4 社	5.4%



(2)フロント(TOCOM発注系システムサーバ)の二重化構成について(ホストサーバがダウンした場合、他サーバで対応可能か否か)

回答社数	70 社	比率
二重化構成である	48 社	68.6%
二重化構成でない	11 社	15.7%
TOCOMの取引無	11 社	15.7%



(3)ミドルバック(顧客属性、証拠金、ポジション管理等)のDBサーバは、二重化構成か否か

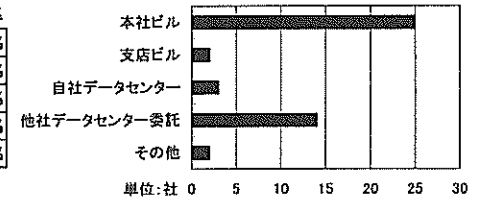
回答社数	72 社	比率
二重化構成である	41 社	56.9%
二重化構成でない	31 社	43.1%

(4)バックシステム(法定帳簿作成)サーバは、バックアップ機能を有しているか否か

回答社数	72 社	比率
バックアップ機能有	57 社	79.2%
バックアップ機能無	15 社	20.8%

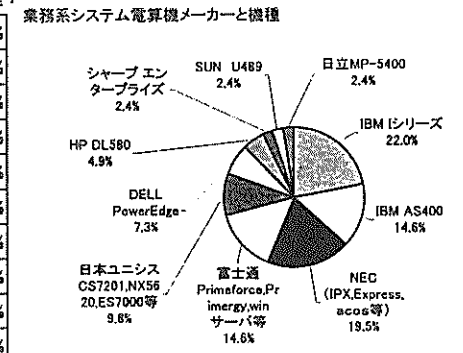
(5)バックオフィスシステムの稼働する業務系システムの設置場所について
※自社システム形態の社のみ回答

回答社	46 社	比率
本社ビル	25 社	54.3%
支店ビル	2 社	4.3%
自社データセンター	3 社	6.5%
他社データセンター委託	14 社	30.4%
その他	2 社	4.3%



(6)業務系システム電算機メーカーと機種

回答社	41 社	比率
IBM シリーズ	9 社	22.0%
IBM AS400	6 社	14.6%
NEC (IPX,Express,acos等)	8 社	19.5%
富士通 Primeforce,Primergy,winサーバ等	6 社	14.6%
日本ユニシス CS7201,NX5620,ES7000等	4 社	9.8%
DELL PowerEdge	3 社	7.3%
HP DL580	2 社	4.9%
シャープ エンタープライズ	1 社	2.4%
SUN U489	1 社	2.4%
日立MP-5400	1 社	2.4%



(7)業務系システムや主要端末、周辺設備に無停電装置(バッテリー)を設置しているか否か

回答社	44 社	比率
設置している	41 社	93.2%
設置していない	3 社	6.8%

(8)自家発電装置の設置有無

回答社	44 社	比率
設置している	5 社	11.4%
設置していない	39 社	88.6%

(9)バックアップセンターの設置有無 ※例)東京本社のシステム障害時に大阪支店のシステムが稼働する仕組み

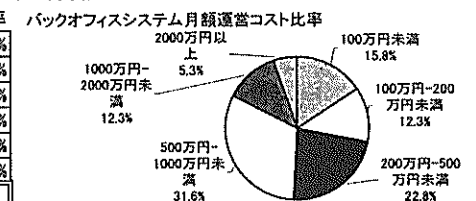
回答社	43 社	比率
設置している	6 社	14.0%
設置していない	37 社	86.0%

(10)ISMS認証取得の有無

回答社	71 社	比率
取得している	3 社	4.2%
取得していない	68 社	95.8%

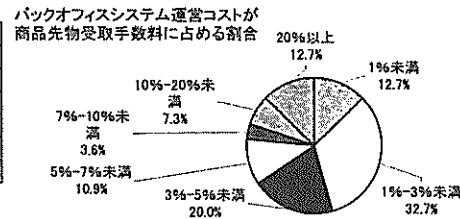
(11)バックオフィスシステムの月額運営コスト(平成18年10月度)について

回答社	57 社	比率
100万円未満	9 社	15.8%
100万円-200万円未満	7 社	12.3%
200万円-500万円未満	13 社	22.8%
500万円-1000万円未満	18 社	31.6%
1000万円-2000万円未満	7 社	12.3%
2000万円以上	3 社	5.3%
回答社平均	593.9 万円	



(12)バックオフィスシステム運営コストが商品先物受取手数料に占める割合

回答社	55社	比率
1%未満	7社	12.7%
1%-3%未満	18社	32.7%
3%-5%未満	11社	20.0%
5%-7%未満	6社	10.9%
7%-10%未満	2社	3.6%
10%-20%未満	4社	7.3%
20%以上	7社	12.7%
回答社平均		18.9%



(13)バックオフィスシステムの大規模なリプレイス(入替え等)を検討していますか

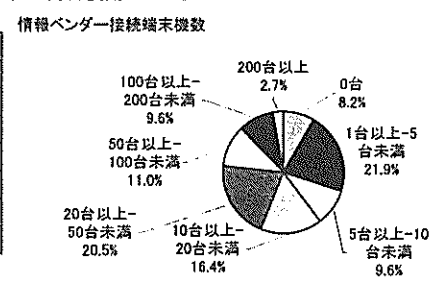
回答社	68社	比率
検討している	17社	25.0%
計画は無い	51社	75.0%

システム入替えを検討している社の時期(予定)		
2007年	8社	47.1%
2008年	6社	35.3%
2009年	0社	0.0%
2010年	2社	11.8%
2011年以降	0社	0.0%
検討中だが未定	1社	5.9%

3 情報ベンダーについて

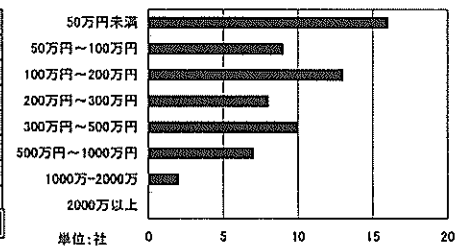
(1)時事通信やロイター社等の情報ベンダー端末は全社で何台使用しているか

回答社	73社	比率
0台	6社	8.2%
1台以上-5台未満	16社	21.9%
5台以上-10台未満	7社	9.6%
10台以上-20台未満	12社	16.4%
20台以上-50台未満	15社	20.5%
50台以上-100台未満	8社	11.0%
100台以上-200台未満	7社	9.6%
200台以上	2社	2.7%
回答社平均		37.5台



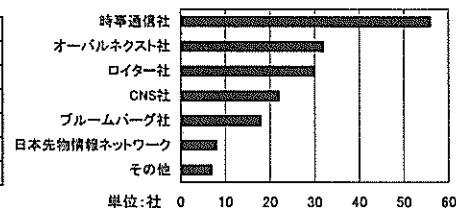
(2)情報ベンダーの月額コスト

回答社	65社	比率
50万円未満	16社	24.6%
50万円-100万円	9社	13.8%
100万円-200万円	13社	20.0%
200万円-300万円	8社	12.3%
300万円-500万円	10社	15.4%
500万円-1000万円	7社	10.8%
1000万円-2000万円	2社	3.1%
2000万円以上	0社	0.0%
回答社平均		236.0万円



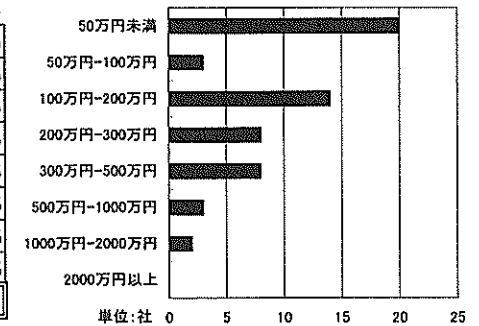
(3)利用している情報ベンダー(複数回答可)

時事通信社	56社	32.4%
オーバルネクスト社	32社	18.5%
ロイター社	30社	17.3%
CNS社	22社	12.7%
ブルームバーグ社	18社	10.4%
日本先物情報ネットワーク	8社	4.6%
その他	7社	4.0%



(4) (3)の情報ベンダー社から直接購入する価格データ等(電子データ等)の月額コスト

回答社数	58社	比率
50万円未満	20社	34.5%
50万円-100万円	3社	5.2%
100万円-200万円	14社	24.1%
200万円-300万円	8社	13.8%
300万円-500万円	8社	13.8%
500万円-1000万円	3社	5.2%
1000万円-2000万円	2社	3.4%
2000万円以上	0社	0.0%
回答社平均		207.1万円



4 情報サービスの提供について

(1)テレホンサービスを行っているか否か(価格情報等の配信)

回答社	73社	比率
行っている	8社	11.0%
行っていない	65社	89.0%

(2)FAXによる情報サービスを行っているか否か

回答社	74社	比率
行っている	12社	16.2%
行っていない	62社	83.8%

(3)インターネットやFAX等で口座照会を行っているか否か

回答社	74社	比率
行っている	12社	16.2%
行っていない	62社	83.8%

(4) i モード等の携帯電話端末でのサービスを行っているか否か

回答社	74社	比率
行っている	43社	58.1%
行っていない	31社	41.9%

(5)ホームページのためのサーバ使用について

回答社	80社	比率
自社サーバを使用	29社	36.3%
他社サーバを賃貸	29社	36.3%
プロバイダ利用	22社	27.5%

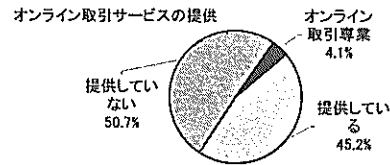
(6)インターネットとの専用線接続について

回答社	74社	比率
回線接続1本	24社	32.4%
回線接続2本以上	41社	55.4%
無し	9社	12.2%

5 オンライン取引(ホームトレード等)について

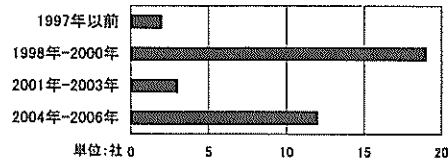
(1) オンライン取引(ホームトレード)のサービスを提供しているか否か

回答社	73社	比率
提供している	33社	45.2%
提供していない	37社	50.7%
オンライン取引専業	3社	4.1%



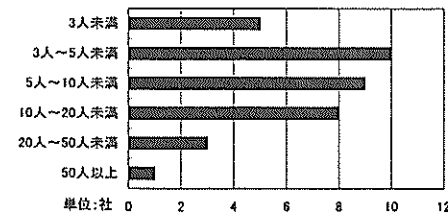
(2) インターネットによるホームトレードの開始年について

回答社	36社	比率
1997年以前	2社	5.6%
1998年-2000年	19社	52.8%
2001年-2003年	3社	8.3%
2004年-2006年	12社	33.3%



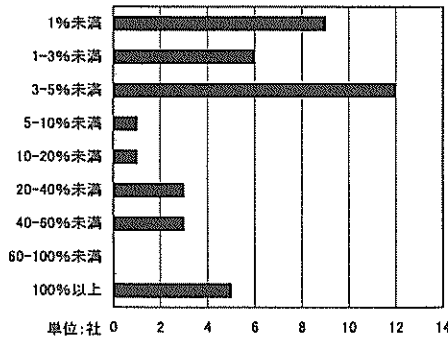
(3) ホームトレードビジネスの運営担当部門の人数(平成18年10月現在、電算部門の兼業含)

回答社	36社	比率
3人未満	5社	13.9%
3人-5人未満	10社	27.8%
5人-10人未満	9社	25.0%
10人-20人未満	8社	22.2%
20人-50人未満	3社	8.3%
50人以上	1社	2.8%



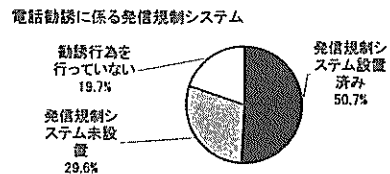
(4) 商品先物受取手数料(対面、電子等の総受取額)に占めるホームトレードシステムの月額コストの割合

回答社	40社	比率
1%未満	9社	22.5%
1-3%未満	6社	15.0%
3-5%未満	12社	30.0%
5-10%未満	1社	2.5%
10-20%未満	1社	2.5%
20-40%未満	3社	7.5%
40-60%未満	3社	7.5%
60-100%未満	0社	0.0%
100%以上	5社	12.5%



6 電話勧誘に係る発信規制システムについて

回答社	71社	比率
発信規制システム設置済み	36社	50.7%
発信規制システム未設置	21社	29.6%
勧誘行為を行っていない	14社	19.7%



7 取引所システム変更に係る取引員のシステムコスト負担について

(1) 委託売買高の多い上位3取引所

1位	取引所	社数	比率
1	東京工業品取引所	46	63.0%
2	東京穀物商品取引所	20	27.4%
3	中部商品取引所	7	9.6%

2位	取引所	社数	比率
1	東京穀物商品取引所	43	66.2%
2	中部商品取引所	8	12.3%
3	東京工業品取引所	6	21.5%

3位	取引所	社数	比率
1	中部商品取引所	32	64.0%
2	関西商品取引所	7	14.0%
3	東京工業品取引所	6	12.0%
4	東京穀物商品取引所	5	10.0%

(2) 会費負担の多い上位3取引所

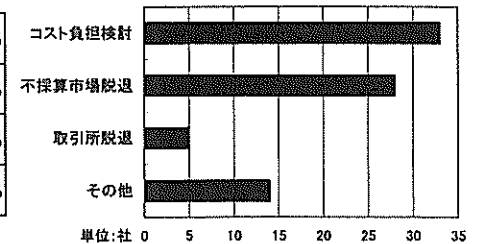
1位	取引所	社数	比率
1	東京工業品取引所	37	52.9%
2	東京穀物商品取引所	28	40.0%
3	中部商品取引所	4	5.7%

2位	取引所	社数	比率
1	東京穀物商品取引所	33	53.2%
2	東京工業品取引所	20	32.3%
3	中部商品取引所	9	14.5%

3位	取引所	社数	比率
1	中部商品取引所	31	67.4%
2	関西商品取引所	7	15.2%
3	東京工業品取引所	5	10.9%

(3) 取引所システム変更の際にコスト負担を求められた場合、この対応について

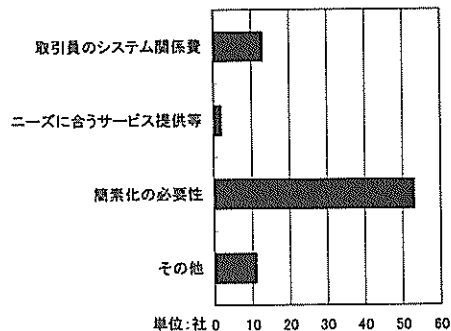
回答社	80社	※複数回答している社があり、回答数が一致しない
主要取引所のため負担を検討	33社	41.3%
採算合わない市場の脱退を検討	28社	35.0%
コスト負担は難しいので取引所から脱退を検討	5社	6.3%
その他(別紙参照)	14社	17.5%



(4) 取引所がシステム変更する場合、当該新システムに対応するため、取引所と取引員間の注文発注端末等の変更・修正等が想定されますが、そのコストは取引員各社が負担しています。このことについて、どのようなお考えをお持ちですか

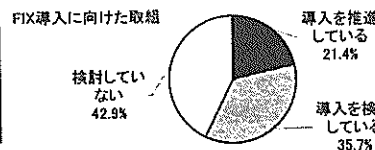
回答社 79社 ※複数回答している社があり、回答社数と回答数が一致しない

取引員のシステム関係費として考える	13社	16.5%
お客様ニーズに合わせサービスを提供しているが、費用負担の額等を勘案してサービスの検討・見直し等を行う	2社	2.5%
全取引所が共通プロトコル・電文シーケンスを導入し、且つ簡素化が必要	53社	67.1%
その他(別紙参照)	11社	13.9%



(5) FIX (Financial Information Exchange) 導入に向けて取組みを進めているか否か

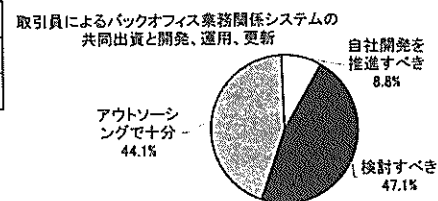
回答社	70社	比率
導入を推進している	15社	21.4%
導入を検討している	25社	35.7%
検討していない	30社	42.9%



(6) 今後、取引員におけるバックオフィス業務関係システムを取引員が共同出資及び開発し、運用・更新について検討すべきだと考えますか

回答社 68社 ※複数回答している社があり、回答社数と回答数が一致しない

検討すべき	32社	47.1%
アウトソーシングで十分	30社	44.1%
自社開発を推進すべき	6社	8.8%



7(3) 取引所システム変更の際にコスト負担を求められた場合、この対応について

<ul style="list-style-type: none"> 主要市場銘柄に係るシステム変更で、変更メリットと対応期間が十分に設けられていれば、当初から負担を検討するが、変更メリットがあまりないと想定される場合、負担費用の見込み額により対応が変わる。
<ul style="list-style-type: none"> 会員のメリットになるのであれば、取引所価値の増加の観点から見て有益な判断をお願いしたい。→株式会社取引所にして取引所の株主権と市場参加権に分ければいいかと思う。
<ul style="list-style-type: none"> 取引所の会員の立場から言えば、取引所の決定には従うしかないが、その決定手順に会員の意思が反映されるシステムが必要。
<ul style="list-style-type: none"> コストパフォーマンスを検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 共同してシステム構築を行なう等のコスト削減を取引員側で行なった上で、取引所へのコスト負担への対応を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> コスト負担に伴う採算性は検討を行うが、対顧客サービス低下にならないよう注意が必要。取引所側も、システム変更等によるコスト負担が対顧客サービスに影響を及ぼす可能性のあることを考慮した上で、今後のIT化推進に取り組むべき。
<ul style="list-style-type: none"> 全取引所システムの一歩化。
<ul style="list-style-type: none"> 採算が合わない市場からの脱退を検討したいが、その前に取引所サイドがシステムの統廃合を行いコストダウンすべき。
<ul style="list-style-type: none"> 取引所システムの変更のコスト負担額による。負担額が小さい場合は取引所へのコストを負担する。大きい場合は採算の合わない市場からの脱退を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 「会員負担を軽減する」取引所主催のシステム説明会でよく耳にする言葉だが、実際に取引所がシステム統合を目指して行動しようとした形跡はない。
<ul style="list-style-type: none"> 当社は取次であるが、委託する会社からの手数料等の負担を求められる可能性があるため、その際は別途検討する。

7(4)取引所がシステム変更する場合、当該新システムに対応するため、取引所と取引員間の注文発注端末等の変更・修正等が想定されますが、そのコストは取引員各社が負担しています。このことについて、どのようなお考えをお持ちですか。

<ul style="list-style-type: none"> 全取引所が共通の(プロトコル・電文シーケンス等)を導入し簡素化することが最善だが、現行の端末使用状況から困難であれば、システム変更に係るコストが少なくなるように、基本機能に限定した変更・修正にとどめ、次期システムで全取引所共通の(プロトコル・電文シーケンス等)を導入し簡素化できれば良い。 また、会員側の端末等機器は、一括リース契約を避け、会員の自由裁量の余地を考慮していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> 新規システム構築は、取引員にコスト負担を発生させない選択をして欲しい。
<ul style="list-style-type: none"> 取引所システム変更に合わせて取引員開発コストは最終的に利用者コストとなる。 取引所へ直結していない取次社には直接的な開発コストを反映させるべきではない。
<ul style="list-style-type: none"> システム対応については、会員個々の事情なので、費用負担は、やむを得ない。しかし、費用内容は、参画の余地がほしい。(TOCOM売買端末保守料等)
<ul style="list-style-type: none"> 当業者で会社利益の数パーセントが先物取引という状況。このコストが大幅増となると、先物取引の資格保有そのものを検討せざるを得ない。
<ul style="list-style-type: none"> 取引所とのAPI接続については、会員の負担軽減のためプロトコルの共通化が望ましい。
<ul style="list-style-type: none"> 取引員のシステム関係費として認識しているが、取引所共通のプロトコル・電文シーケンス等を導入する等、取引員への負担軽減に取り組むべき。
<ul style="list-style-type: none"> 各取引所が売買システムの共通化という目的を共有することが必要。その具現化のため取引所と取引員が協力して方策を立て、専門家を交えシステム設計に着手し、実行に移すということで、取引員と取引所の費用負担が軽減し、二重投資を回避できるのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> 全取引所が共通プロトコル・電文シーケンスを導入し簡素化することが最善だが、まず取引所が同一の基盤を整備すべき。
<ul style="list-style-type: none"> 当社は取次であるが、委託する会社からの手数料等の負担を求められる可能性があるため、その際は別途検討する。

平成19年1月9日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

トレーディング目的で保有している貴金属商品の
評価損益等に係る調査のお願い

平成18年7月5日に企業会計基準委員会により公表された「棚卸資産の評価に関する会計基準」により、平成19年度からトレーディング目的棚卸資産の事業年度末における評価益（損）は、当該事業年度の所得金額の計算上、益金額（損金額）に算入されます。

これに関連して、会員各社が自己勘定においてトレーディングを行うことを目的に保有している貴金属商品（地金、倉荷証券等）の状況について調査依頼がありましたので、下記によりご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本調査は当該資産の期末評価を時価で行っていたか否かを問うものではないことを申し添えます。

記

1. 調査項目

平成18年3月末における、自己勘定においてトレーディングを行うことを目的に保有している貴金属商品（地金、倉荷証券等）の商品別（金、銀等）の帳簿価額及び時価評価額

2. 回答期限

平成19年1月15日まで

3. 回答方法

本会「会員専用ページ」内の回答フォームに入力する方法による。

4. 調査結果

本調査結果については、経済産業省商務課に報告することといたします。

* 参考：

「トレーディング目的」に該当するか否かの判断には、以下の規定を準用してください。

・法人税法施行令第119条の12第1号、・法人税基本通達2-3-26、・法人税基本通達2-3-27

以上

当業的利用アンケート 中間集計

(平成19年3月8日現在)

19 先物振興発第 26 号
平成 19 年 3 月 7 日

調査期間:平成19年2月16日～2月28日

対象:先物協会会員 75社

回答会員数 18 社

調査協力会社 18 社あて

会員より当業的利用アンケートをお願いした社

330 社

同アンケートの回答があった社

167 社

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

プロフィール情報

ヘッジ取引に係る実情調査について (ご報告)

平成 19 年 2 月 16 日付け、先物振興発第 18 号にてお願いしておりました「ヘッジ取引に係る実情調査」につきまして、集計作業が終了いたしましたので、ご回答をいただいた会員各社にご報告申し上げます。

業務等ご多忙の中、本調査にご協力賜り衷心より感謝申し上げます。

なお、当アンケートにご協力をいただいた会員のご担当者様あてに、主務省からのヒアリングをお願いすることもありますので、その際には、ご協力方を重ねてお願い申し上げます。

記

当業的利用アンケート 中間集計 (平成 19 年 3 月 6 日)

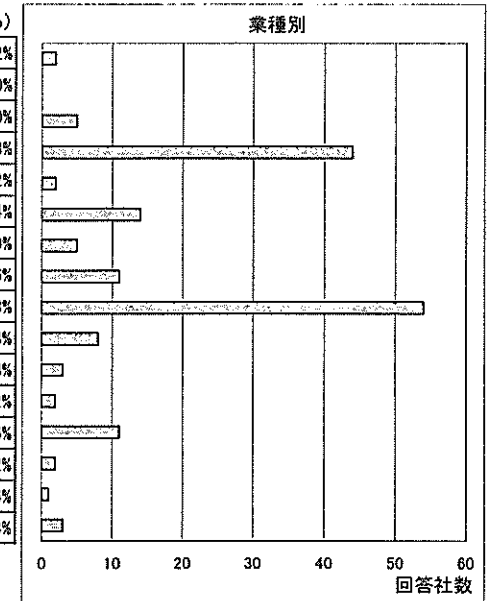
調査期間:平成 19 年 2 月 16 日～2 月 28 日

対象:先物協会会員 75 社

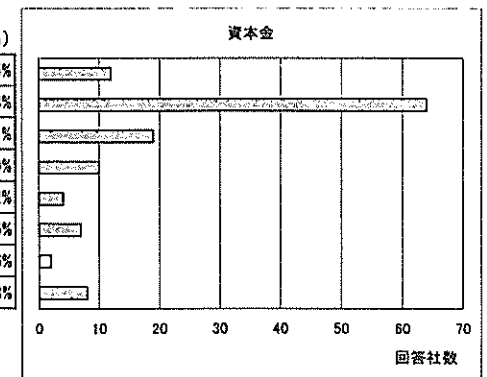
回答のあった会員:18 社

以上

(1) 業種	社数	割合 (%)
商品取引員	2 社	1.2%
取引所一般会員	0 社	0.0%
ディーラー・トレーダー	5 社	3.0%
総合商社・商社	44 社	26.3%
地金商社	2 社	1.2%
穀物商社	14 社	8.4%
ゴム商社	5 社	3.0%
ゴム製造・販売業	11 社	6.6%
石油製造・販売業	54 社	32.3%
ガソリンスタンド	8 社	4.8%
金属・鉄鋼製造販売	3 社	1.8%
貴金属・製造販売	2 社	1.2%
食品製造・販売業	11 社	6.6%
畜産業	2 社	1.2%
金融機関	1 社	0.6%
その他	3 社	1.8%
回答合計	167 社	

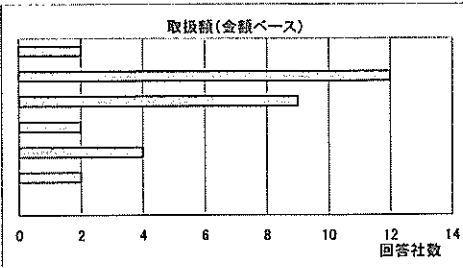


(2) 資本金	社数	割合 (%)
1千万円未満	12 社	9.5%
1千万円以上～1億円未満	64 社	50.8%
1億円～10億円未満	19 社	15.1%
10億円～50億円未満	10 社	7.9%
50億円～100億円未満	4 社	3.2%
100億円～500億円未満	7 社	5.6%
500億円～1,000億円未満	2 社	1.6%
1,000億円以上	8 社	6.3%
回答合計	126 社	

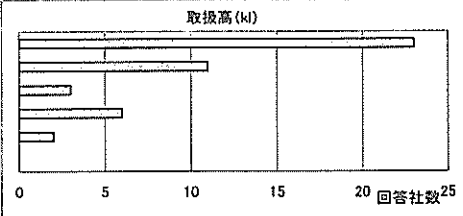


(3) 上場商品に係る現物取扱高

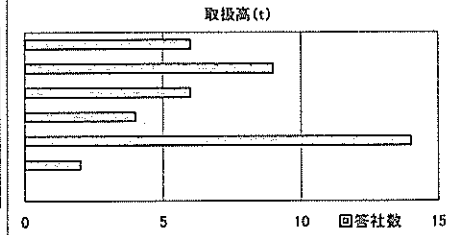
① 金額ベース		割合(%)
1億円未満	2社	6.5%
1億円～10億円未満	12社	38.7%
10億円～50億円未満	9社	29.0%
50億円～100億円未満	2社	6.5%
100億円～500億円未満	4社	12.9%
500億円～1,000億円未満	2社	6.5%
1,000億円以上	0社	0.0%
回答合計	31社	



②-1 取扱高ベース(kl)		割合(%)
1万kl未満	23社	51.1%
1万kl～10万kl未満	11社	24.4%
10万kl～100万kl未満	3社	6.7%
100万kl～500万kl未満	6社	13.3%
500万kl～1000万kl未満	2社	4.4%
1000万kl以上	0社	0.0%
回答合計	45社	

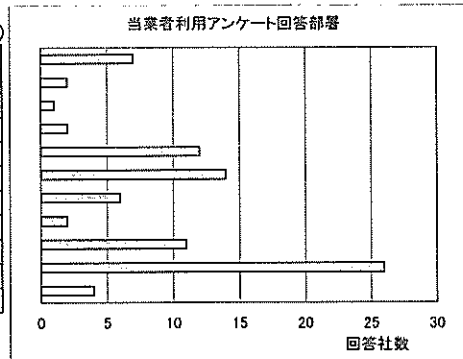


②-2 取扱高ベース(t)		割合(%)
1000トン未満	6社	14.6%
1000トン～1万トン未満	9社	22.0%
1万トン～5万トン未満	6社	14.6%
5万トン～10万トン未満	4社	9.8%
10万トン～50万トン未満	14社	34.1%
50万トン～100万トン未満	2社	4.9%
100万トン以上	0社	0.0%
回答合計	41社	



③ 取引枚数ベース		割合(%)
1千枚未満	0社	0.0%
1千枚～5千枚未満	0社	0.0%
5千枚～1万枚未満	0社	0.0%
1万枚～3万枚未満	0社	0.0%
3万枚～5万枚未満	1社	100.0%
5万枚～10万枚未満	0社	0.0%
10万枚以上	0社	0.0%
回答合計	1社	

(4) 回答者の所属部署		割合(%)
石油燃料部門	7社	8.0%
ゴム部門	2社	2.3%
化学部門	1社	1.1%
金属部門	2社	2.3%
食糧部門	12社	13.8%
業務管理・仕入販売部門	14社	16.1%
営業部門	6社	6.9%
総務部門	2社	2.3%
トレーディング部門	11社	12.6%
会社役員	26社	29.9%
その他	4社	4.6%
合計	87社	



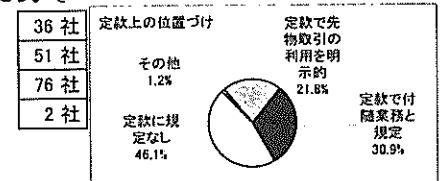
Q1 現在、利用している商品先物市場

1) 農産物市場	36社		
具体的な銘柄	東穀一般大豆 8	東穀コーン 6	東穀小豆 6
2) コーヒー市場	4社		
3) 砂糖市場	5社		
4) 貴金属市場	9社		
具体的な銘柄	金 3	白金 3	銀 2
5) ゴム市場	31社		
具体的な銘柄	東工取RSS 6	中部大阪RSS 4	中部大阪TSR 4
6) 石油製品市場	80社		
具体的な銘柄	東工取ガソリン 6	中部大阪ガソリン 5	東工取灯油 5
7) 原油市場	20社		
8) 鶏卵市場	4社		
9) 鉄スクラップ市場	1社		
10) 飼料指数市場	0社		
11) コーヒー指数市場	0社		
12) その他	7社		
具体的な銘柄	東工取アルミ 2	ニッケル 2	中部大阪アルミ 1

Q2 商品先物市場の利用についての会社定款上の位置づけについて

- 1) 定款で先物取引の利用を明示的に規定
- 2) 定款で「付随する業務」として規定
- 3) 定款には特段の規定なし
- 4) その他

具体的に：別紙参照



Q3 商品先物取引の利用目的について(複数回答可)

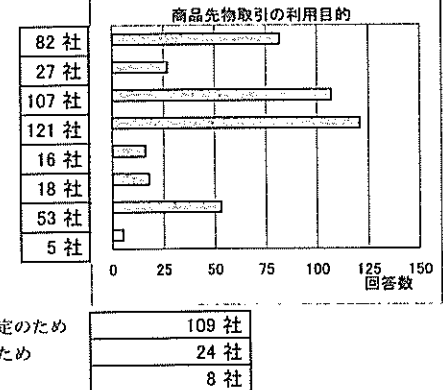
- 1) 1年以内の予定取引のヘッジ
- 2) 1年超の予定取引のヘッジ
- 3) 価格変動リスクの回避
- 4) 上場商品現物の購入又は販売(受け渡し)
- 5) 換金(上場商品の売却)のため
- 6) 倉庫機能(商品必要時まで在庫を持たないようにするため)
- 7) 市場間精取り等トレーディング
- 8) その他

ヘッジの種類について

- 1) 上場商品の購入・販売に関連した購入価格・販売価格の固定のため
- 2) スワップや店頭デリバティブ販売等に伴うリスク管理等のため
- 3) その他

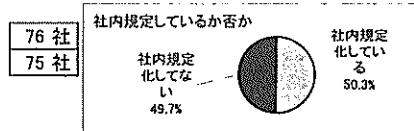
具体的に：別紙参照

ヘッジ取引のノウハウ(ヘッジ手法)の概略について



Q4 ヘッジ取引等実行方針が社内規定化しているか否か。

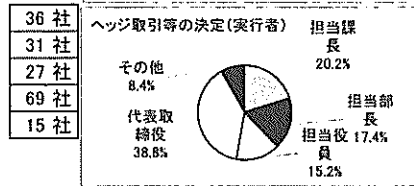
- 社内規定化されている
- 社内規定化されていない



Q5 実際のヘッジ取引等の決定(実行者)は誰が行うか。

- 担当課長
- 担当部長
- 担当役員
- 代表取締役
- その他

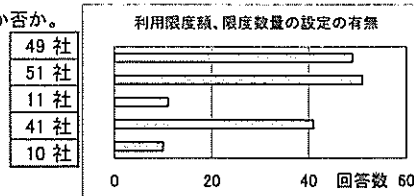
具体的に:別紙参照



Q6 商品先物取引の利用限度額、限度数量等を設定しているか否か。

- 取引限度数量(又は取引限度額)のみを設定
- 取引限度数量(又は限度額)と損失限度額の両方を設定
- 損失限度額のみを設定
- いずれも設定していない
- その他

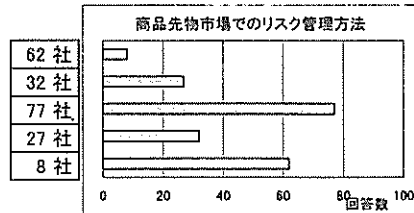
具体的に:別紙参照



Q7 商品先物市場の利用に係るリスク管理方法について

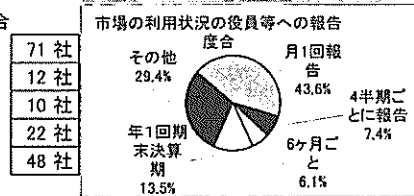
- 取引予定数量との比較による管理
- 取引契約(約定)金額または想定元本による管理
- 時価による管理
- 価格変動率の変化に伴う影響額の把握による管理
- その他

具体的に:別紙参照



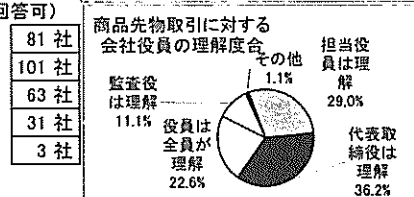
Q8 商品先物市場の利用状況について役員会等への報告の度合

- 月1回報告
- 4半期(3ヶ月)ごとに報告
- 上期・下期等6ヶ月ごとに報告
- 年1回期末決算期に報告
- その他:別紙参照



Q9 役員は商品先物取引について理解があるか否か。(複数回答可)

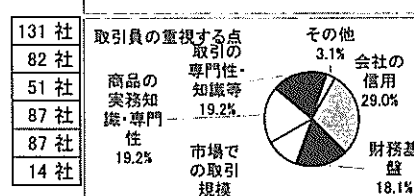
- 担当役員は理解している。
- 代表取締役は理解している。
- 役員は全員が理解している。
- 監査役は理解している。
- その他:別紙参照



Q10 取引相手となる商品取引員の重視する点(複数回答可)

- 会社としての信用
- 財務基盤
- 商品市場における売買高等取引数量(規模)
- 上場商品の生産・流通・販売についての実務知識・専門性
- 商品先物取引利用にかかる専門性・知識(ノウハウ等)
- その他

具体的に:別紙参照



別紙

具体的な内容

Q2:商品先物市場の利用についての会社定款上の位置づけ。(その他)

- 天然ゴムを含む上場商品を扱う規定がある (1社)
- 先物取引規定あり (1社)
- 製品販売数量に応じた分のヘッジ (1社)

Q3:商品先物取引の利用目的(その他)

- 市場間相取り (1社)
- スベキュレーション (1社)
- Metal Sourcing (1社)
- 受渡し(小売業者へつなく) (1社)
- 利益追求のため (1社)
- 販売数量に応じたヘッジ (1社)
- 安定的仕入先 (1社)
- 現在利用していない (1社)

ヘッジ取引のノウハウ(ヘッジ手法)の概略。

- 現物の売買成約時の反対取引をする
- 海外買付け分の売りヘッジ、国内売付け分の買いヘッジ
- 来月の業転価格との比較
- 競取の価格が安い時、現受けする
- 在庫の1/2程度
- 海外よりの仕入価格と国内定期価格の動きを注視し、取進める
- 現物に対する売りヘッジ
- 現物不足時の買いヘッジ
- 現物価格と定期市場におけるアービトラージ
- 価格固定のため一旦ヘッジを行い、商品の保有期間、保管コスト、金利を踏まえ、相関係を鑑みて限月や市場を乗り換えていく
- 灯油の販売価格を入札などで単価契約した場合、先物を買っておけば購入価格が決まるので損をすることはない。
- 灯油(冬季)仕入価格安定の為
- 東京市場=海外先物市場=海外現物市場=為替=フレート全ての市場、オープンポジションのヘッジ取引
- 海外価格ベースでの購入価格に対しての国内市場ヘッジ
- 限月間差による在庫オペレーション
- 市場間格差によるアービトラージ
- 製品の原料価格以下になったら買って行く
- 海外で買った現物に対し、国内価格下落のリスクを避けるため、国内取引所で売ヘッジを行う。
- 現在、考えていない
- 原産地で直接購入する際、価格の下落をヘッジする
- 現物に対する売りヘッジ、現物不足に対する買いヘッジ

Q5:社内でのヘッジ取引等を決定する者(実行者)について。(その他)

- 権限者により承認された者 (3社)
- 担当者 (2社)
- トレーダー (2社)
- 行う場合は代表取締役 (1社)

Q6:商品先物取引の利用限度額、限度数量等を設定しているか否か。(その他)

- 取引限度額 (1社)
- VaR (1社)
- 必要数量 (1社)
- 小売販売可能数量以内 (1社)
- 全社販売数量の20%以内 (1社)

07: 商品先物市場の利用に係るリスク管理方法について。(その他)

- ・社内システム (1社)
- ・数量、金額、現物との関係上で、一概には言えない (1社)
- ・損益管理のみ (1社)
- ・予算を設定する (1社)
- ・状況を見ながら取引するか否か考える (1社)
- ・会社がリスクを負うほどは利用しない (1社)
- ・詳細不明 (1社)

08: 役員会等への商品先物市場利用状況の報告方法について。(その他)

- ・毎週報告 (7社)
- ・毎月報告 (4社)
- ・利用ごとに報告 (3社)
- ・特に報告なし (2社)
- ・社長には決算時のみ (1社)
- ・購入量がわかるように掲示 (1社)
- ・役員が利用している (1社)
- ・会計事務所との連絡を行う (1社)
- ・評価損益の報告を行う(評価損時はレポート提出) (1社)

09: 貴社の役員は商品先物取引についての理解がありますか。(その他)

- ・会社役員全員が理解しているとは言い難い。(2社)
- ・会社役員は理解している。(1社)
- ・担当役員は反対している。(1社)

010: 取引相手として商品取引員を選ぶ際の基準として重視する点。(その他)

- ・会社の信頼性、世間的評判 (3社)
- ・担当者の人柄、熱心さ (2社)
- ・グループ、関係会社 (2社)
- ・穀物の受渡を希望する意見があった。(1社)
- ・受渡し実績 (1社)
- ・オンライントレードの機能、手数料 (1社)
- ・現在の商品取引(一般大豆)は売り手が有利なルールがある。売買は売り手と買い手が公平であるべきであり、不公平が続けば、取引に参加しなくなる。(1社)
- ・現物化する際の枚数やその条件を調整する能力 (1社)

充用有価証券に係る調査結果報告

平成 18 年 9 月 28 日

日本商品先物振興協会
平成 18 年 9 月 28 日

商品取引員各位

日本商品先物振興協会

「充用有価証券価格表作成に関する要望調査」

集計結果のご報告について

9月4日に実施した標記調査に係る集計結果について別紙の通りご報告申し上げます。

本調査結果は、本日、(社)全国商品取引所連合会にも報告しておりますことを申し添えます。

なお、報告書は本会会員専用ページにも掲載しております。

以上

1. 調査の経緯

(株)日本商品清算機構(以下、JCCHという)から(社)全国商品取引所連合会が委託を受けて実施している充用有価証券の価格表作成に係るコンピュータシステムが2007年1月1日から変更される予定であるため、今後のシステム構築にあたって利用者である商品取引員の要望を調査してほしい旨の依頼があり、本会において意見収集の調査を行った。

2. 調査の方法及び調査期間

- (1) 調査方法：FAXによる質問・回答票の送付及び回答票の回収
- (2) 調査期間：平成18年9月4日～同月8日

3. 調査票の回収状況等

回答商品取引員 79社(100%、有価証券を取扱わないため無回答とした2社を含む)。集計データについては別紙「充用有価証券の価格表作成等に関するアンケート集計」を参照のこと。以下、設問・選択肢等は全て別紙上のものを指す。

4. 集計結果と分析

(1) JCCHからの価格表の受取方法

現在「フロッピーディスク(以下、FDという)」と「紙」形式の価格表を受け取っている取引員(併用の社を含む)が各々約50%存在するが、将来的には45社(約57%)の取引員がJCCHのホームページ(以下、HPという)からのダウンロードを希望している。

なお、紙の価格表を希望する社も10社あり、そのまま委託者に配布できることが重宝されていると考えられる。(ダウンロードした表を印刷すれば紙の価格表の入手は可能である。)

また、時価データの提供を希望する意見もあったことからその点についての検討も必要と思われる。

	入手方法	現在	将来的な希望
(1)	FD	43社 (54.4%)	21社 (26.6%)
(2)	紙の価格表	36社 (45.6%)	10社 (12.7%)
(3)	JCCH以外から入手	12社 (15.2%)	(選択肢非設定)
(4)	eメール	—	15社 (19.0%)
(5)	HPからダウンロード	—	45社 (57.0%)

(79社による複数回答)

【資料6-1(7)】

(2) 充用有価証券の評価替え頻度とそのポイントについて

(1) 毎日、評価替えをすることが望ましい。 15社(19.5%)

(2) 現行通り、毎月1回の評価替えをすることが望ましい。 62社(80.5%)

(77社が回答)

62社(約80%)の取引員が、現行どおりの月次の評価を前提とした制度の継続を希望している。

その理由は、下表の「⑥証拠金の過不足計算等の事務コスト負担、システム開発上の影響」を重視したため(62社中58社(93.5%)が選択)と見られる。

一方で15社(約20%)の取引員が毎日評価替えを行うべきであるとしている。これらの社が重視したポイントは下表の「③株価の変動を反映した預り証拠金額の把握(12社(80%))」、「④より正確な受託業務リスクの把握(13社(86.7%))」、「⑤より正確な純資産額規制比率の算定(12社(80%))」である。

現行の月次評価を希望した社においては、下表の「①預り証拠金が時価と充価の差額分だけ増加」と④及び⑤を重視した社は15~17社(概ね3割弱)、「②充用有価証券の利用促進」を重視した社は9社(約16%)にとどまり、日次評価への切換えのインセンティブとなっていないことが窺える。

	ポイント	重視したかどうか	毎日評価替え (15社)	月1回評価替え (62社)
①	(切替時に)預り証拠金が時価と充価の差額分だけ増額となること	重視した	7社(46.7%)	16社(25.8%)
		重視しなかった	8社(53.3%)	39社(62.9%)
		無回答	—	7社(11.3%)
②	充用有価証券による証拠金預託が促進するかどうか。	重視した	4社(26.7%)	9社(14.5%)
		重視しなかった	11社(75.3%)	47社(75.8%)
		無回答	—	6社(9.7%)
③	株価の変動を反映した実質額に対応した預り証拠金額の把握が可能となるかどうか。	重視した	12社(80.0%)	29社(46.8%)
		重視しなかった	3社(20.0%)	28社(45.2%)
		無回答	—	5社(8.0%)
④	受託業務リスクがより正確に把握できるようになるかどうか。	重視した	13社(86.7%)	17社(27.4%)
		重視しなかった	2社(13.3%)	39社(62.9%)
		無回答	—	6社(9.7%)
⑤	より正確に純資産額規制比率を算定することができるかどうか。	重視した	12社(80.0%)	15社(24.2%)
		重視しなかった	3社(20.0%)	41社(66.1%)
		無回答	—	6社(9.7%)
⑥	証拠金の過不足計算等の事務コスト負担、システム開発上の影響	重視した	8社(53.3%)	58社(93.5%)
		重視しなかった	7社(46.7%)	2社(3.2%)
		無回答	—	2社(3.2%)

次に評価替え頻度を選択するに際しての「その他に考慮した点」に記述された回答を見ると、現行の月次評価のままを希望する社では、

- ・日次の評価を導入することによりコストが発生すること。
 - ・日々の株価変動により証拠金管理が煩雑となること。
 - ・ほふりからの振替手続きが煩雑で時間がかかること、売却(換価処分)に時間がかかる(売却までに約5営業日、代金を得るのに更に4営業日を要する)ことから、充用有価証券のメリットは少ないこと。
 - ・証券同様、掛目をを用いると日次の評価替えのメリットがない。
 - ・現行の月次評価でも株価下落時は充用価格も変更されること、この不足分は現金で預託されるので取引員には立替が発生しないことなどから、掛目をを用いた月次評価替えの方がメリットがあること。
- 等が考慮されている。

また、日々評価替えを行うべきであると回答した社は、

- ・時価を充用価格とすることで顧客において評価額の把握が容易になり、事務処理面もシンプルになる。
 - ・証券は日々評価替えをしており、月1回の時価に違和感がある。
- との回答がある一方で、
- ・本来は日々評価替えが望ましいが、事務処理等の負担増大を懸念。現状の経費負担も大きな問題。
 - ・掛目率によっては現行でもよい。
 - ・事務コストの負担となるので、今は月1回の評価替えでよい。将来、SPAN証拠金導入時にSPANデータを提供する者が充価データを提供すればよい。
- とする意見もある。

これらの回答を総合的に勘案すると、充用有価証券の日次評価への移行は、株価の変動に伴う実質的な委託者資産を把握し、より正確な未収金発生等の受託業務リスクの把握や純資産額規制比率の算出ができるものの、現状の厳しい経営環境下にあっては、移行のためのシステム開発や法定帳簿等の様式の変更、外務員及び顧客等への周知徹底、証拠金不足額が生じた際の立替資金等のコスト負担は無視できないものと考えられていることが窺える。

また、毎日評価替えを行うとしても、証券取引と同様、引き続き掛目率が用いられることが想定されることから、預り額の増額につながるの期待値は小さい。評価方法のあり方に関係するものではないが、ほふりからの振替手続きや換価処分の機動性がないことから、充用有価証券の受入れそのものについて消極的な意向が見える。

5. 結論

充用有価証券の日次的評価換えへの移行については、下記の対応を図ったうえで検討することが望ましいと考えられる。

- ① 正確な受託業務リスクや純資産額規制比率の把握にとって充用有価証券の日次的評価替えは有効ではあるものの、現在は経営環境が厳しく、移行の時機を考慮する必要があること。
- ② その際には、充用価格の適用のあり方（掛目率の取扱い）を明らかにしておくこと。
- ③ 法定帳簿（証拠金出納帳、委託者別証拠金現在高帳等）の様式、記載方法等を予め提示すること。
- ④ ほふり預託株券の清算機関への振替手続き、清算機関に預託している株券の換価処分手続き等、充用有価証券に係る事務処理の簡略化・迅速化を図っておくこと。

以上

充用有価証券の価格表作成等に関するアンケート集計

調査日 平成18年9月4日

回答商品取引員 79社(100%)

(有価証券を取り扱わないため無回答2社を含む)

Q1. 現在、貴社はJCCCHから価格表の提供を受けていますか。(複数回答)

- | | |
|--------------------------------|------------|
| (1) JCCCHからフロッピーディスクで受け取っている。 | 43社(54.4%) |
| (2) JCCCHから紙で価格表を受け取っている。 | 36社(45.6%) |
| (3) JCCCH以外から価格情報を得て自社で算出している。 | 12社(15.2%) |

Q2. 今後、JCCCHから価格表の提供を受ける場合、どのような方法を希望しますか。(複数回答)

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) フロッピーディスク | 21社(26.6%) |
| (2) eメール | 15社(19.0%) |
| (3) JCCCH等のホームページからのダウンロード | 45社(57.0%) |
| (4) その他(具体的に: |) |

紙の価格表を希望する 10社(12.7%)

Q3. 充用有価証券については、現在、毎月一回評価替えしていますが、これを日々の時価の変動に合わせて毎日、評価替えをすることについてどのようにお考えですか。

株価の月間の変動率を考慮して一定の掛け目率を乗じた現行充価方式及び時価を以て充価とする等の制度をどうお考えですか。

回答 77社

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 毎日、評価替えをすることが望ましい。 | 15社(19.5%) |
| (2) 現行通り、毎月1回の評価替えをする方が望ましい。 | 62社(80.5%) |

Q4. Q3の選択をする際、以下の各ポイントについて重視しましたか。イエス、ノーでお答え下さい。

ポイント	重視したかどうか	毎日評価替え	月1回評価替え
		(15社)	(62社)
① (切替時に)預り証拠金が時価と充価の差額分だけ増額となること	重視した	7社 (46.7%)	16社 (25.8%)
	重視しなかった	8社 (53.3%)	39社 (62.9%)
	無回答	—	7社 (11.3%)
② 充用有価証券による証拠金預託が促進するかどうか。	重視した	4社 (26.7%)	9社 (14.5%)
	重視しなかった	11社 (75.3%)	47社 (75.8%)
	無回答	—	6社 (9.7%)
③ 株価の変動を反映した実質額に対応した預り証拠金額の把握が可能となるかどうか。	重視した	12社 (80.0%)	29社 (46.8%)
	重視しなかった	3社 (20.0%)	28社 (45.2%)
	無回答	—	5社 (8.0%)
④ 受託業務リスクがより正確に把握できるようになるかどうか。	重視した	13社 (86.7%)	17社 (27.4%)
	重視しなかった	2社 (13.3%)	39社 (62.9%)
	無回答	—	6社 (9.7%)
⑤ より正確に純資産額規制比率を算定することができるかどうか。	重視した	12社 (80.0%)	15社 (24.2%)
	重視しなかった	3社 (20.0%)	41社 (66.1%)
	無回答	—	6社 (9.7%)
⑥ 証拠金の過不足計算等の事務コスト負担、システム開発上の影響	重視した	8社 (53.3%)	58社 (93.5%)
	重視しなかった	7社 (46.7%)	2社 (3.2%)
	無回答	—	2社 (3.2%)

⑦ その他に考慮した点があれば、下欄にご記入下さい。

A. 「月1回の評価替えでよい」とした者の回答

1. システム変更・修正に伴うコスト負担。
2. 日次評価へ移行し掛目を廃止しても、株価変動リスクが消滅する

訳ではないので建玉増加は一過性と思考される。むしろ事務コストと管理の煩雑さが残るものと考えられる。

3. 株価の変動によって毎日追証や本証不足が発生する可能性があり、一方では翌日には解消されるというように委託者にとっても取引員にとっても非常に煩雑である。
4. 日々価格が変動するため、証拠金管理が困難となり営業面への影響がでる。
5. 保振からの振替手続きが煩瑣で時間がかかる現状では有価の預かりは減っていくのでメリットは少ない。
6. 株式売却に時間がかかるため、株価変動によって不足金・未収金発生リスクが高くなる。(事務局注：売却代金を得るまで約9営業日を要する。)
7. 今回の検討の前に以下の2点の改善が必要。
 - ① 保振からの振替手続きの簡略化及び完了までの期間の短縮。
 - ② 評価替データのホームページからのダウンロードによる無償提供。
8. 証券では毎日評価替えをしているが掛目は70%であることから商品業界も同様とせざると得ないものと思われ、メリットがない。
9. 現行においては充価及び時価が一ヶ月間固定して、下落の時のみ充価及び時価が変更されている。この下落により不足が発生した時に現金による預託が発生するケースがあるが、この場合最終的には現金決済で行うので、取引員にはメリットがある。結論としては、だいたい証券ビジネスへの手数料を払わなくてよい、(直接預託方式であっても) 場勘決済上の立替が発生しないなどの点で現金による預託が最善であるが、次善の対応策としては現行の方(掛け目率を用いた月次評価替え)が取引員側にはメリットがある。
10. 顧客へ周知徹底されない事でのトラブル発生への懸念。
11. 月1回の評価替え以外に随時変更通知が届いている。現状でも問題は無い。
12. 月2回とか日経平均が一定の金額又は割合を超えて上下した場合に評価替えをする方法もあるだろう。
13. 現在の充用価格表は充価のみの記載だが時価も加えてほしい。

B. 「日々評価替えをするべき」とした者の回答

1. 時価を充価とすることにより顧客にとっては評価額の把握が容易となり、事務処理面においてもシンプルな運用になる。
2. 証券における信用取引等では代用証券（商品でいう充用有価証券）は日々評価替えをしている。従って商品の充用有価証券の月一時価というのは違和感がある。
3. 本来、毎日評価替えすることが望ましい。しかし事務処理等の負担が増大することが懸念される。当社の回答が背反するように受け取られるかもしれないが、現状では経費の負担は大きな問題である。
4. 掛け目率等によっては現行でもよい。
5. 事務コストの負担となるため今は月1回で良いと思う。将来的には SPAN 証拠金導入時に、SPAN データを提供する所（JCCH が取引所）が同時に充価データを提供すれば良いと思う。
6. 時価データは全商連で取得するのか。それとも各社で独自に取得するのか。国債・投資信託・貸付信託等はどうなるのか。

以上

電子取引に関する状況推移(2006年9月末まで)

調査基準日	2002年12月末	2005年6月末	2005年9月末	2005年12月末	2006年3月末	2006年9月末
回答社数	26社	34社	38社	38社	39社	37社
全口座数 *1	-	113,921口座(33社)	140,765口座(37社)	160,034口座(37社)	80,972口座(38社)	70,160口座(36社)
うち電子取引口座数	-	32,463口座(33社)	40,524口座(37社)	43,722口座(37社)	33,068口座(38社)	32,753口座(36社)
うち有効口座数 *2	18,008口座(26社)	22,001口座(33社)	26,850口座(37社)	27,730口座(37社)	14,935口座(38社)	13,860口座(36社)
調査対象期間	2002年1月～12月 (12ヵ月)	2005年1月～6月 (6ヵ月)	2005年7月～9月 (3ヵ月)	2005年10月～12月 (3ヵ月)	2006年1月～3月 (3ヵ月)	2006年4月～9月 (6ヵ月)
総売買枚数	-	39,350,545枚(34社)	19,859,606枚(38社)	22,604,164枚(38社)	21,201,589枚(39社)	34,829,952枚(37社)
うち電子取引売買枚数	10,053,975枚(26社)	6,284,301枚(34社)	4,834,124枚(38社)	6,514,258枚(38社)	7,088,713枚(39社)	13,040,929枚(37社)
電子取引比率 (売買枚数ベース)	-	15.97%	24.3%	28.8%	33.43%	37.44%
総約定代金(百万円)	-	58,121,165百万円(33社)	32,280,778百万円(38社)	35,211,796百万円(38社)	36,104,612百万円(39社)	68,030,366百万円(37社)
うち電子取引による 総約定代金(百万円)	-	16,567,190百万円(33社)	11,956,160百万円(38社)	12,055,045百万円(38社)	15,306,573百万円(39社)	29,831,663百万円(37社)

定義の変更について

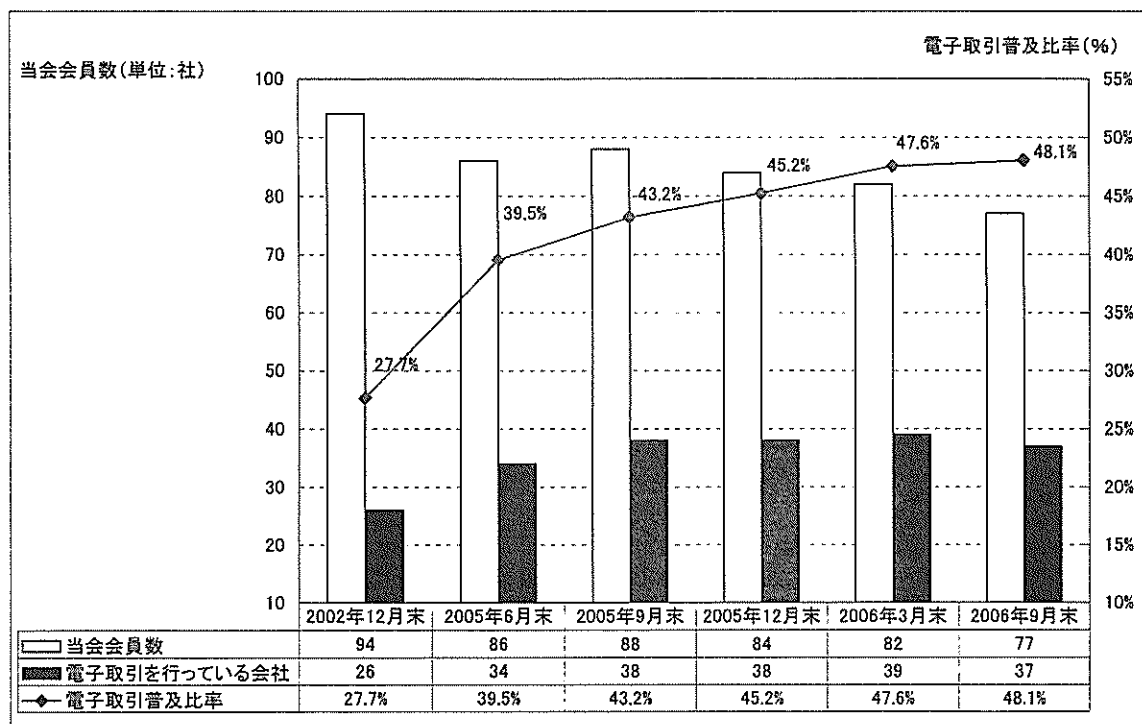
定義	2005年12月末まで	2006年3月末から
全口座数 *1	各社が有している口座の数	証拠金の預託されている口座(無担保委託者未収金は含まない)
有効口座数 *2	証拠金のある口座 (無担保委託者未収金を含む)	建玉のある口座

2006年 11月20日 日本商品先物振興協会



[資料 6-1(8)]

商品先物取引における電子取引
(インターネット取引)の普及状況
(会員数ベース)

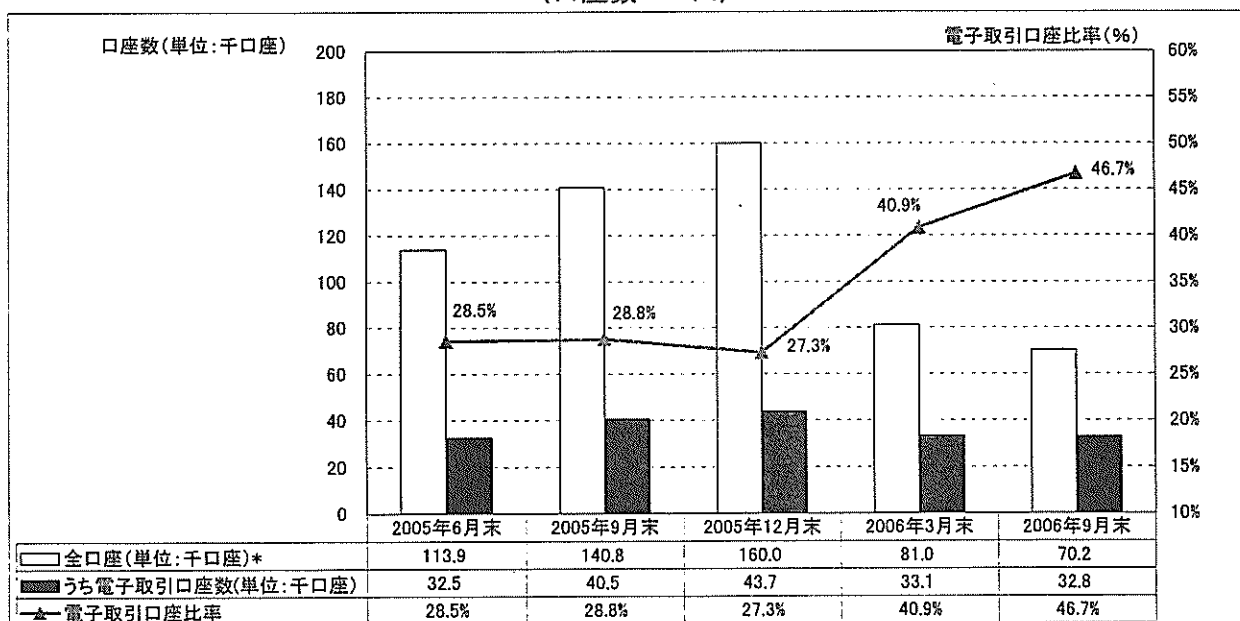


2006.11.20日本商品先物振興協会



2

商品先物取引における電子取引
(インターネット取引)の普及状況
(口座数ベース)



定義の変更について

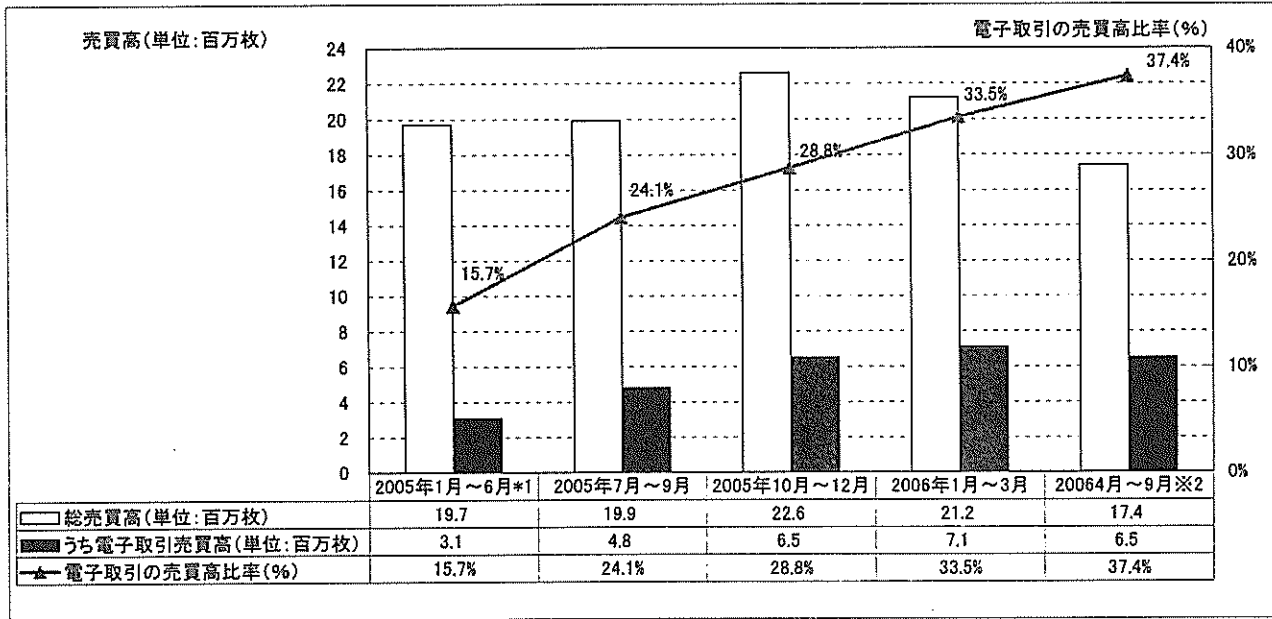
定義	2005年12月末まで	2006年3月末から
全口座*	各社が有している口座数	証拠金の預託されている口座 (無担保委託者未収金は含まない)

2006.11.20 日本商品先物振興協会



3

商品先物取引における電子取引
(インターネット取引)の普及状況
(売買枚数ベース)

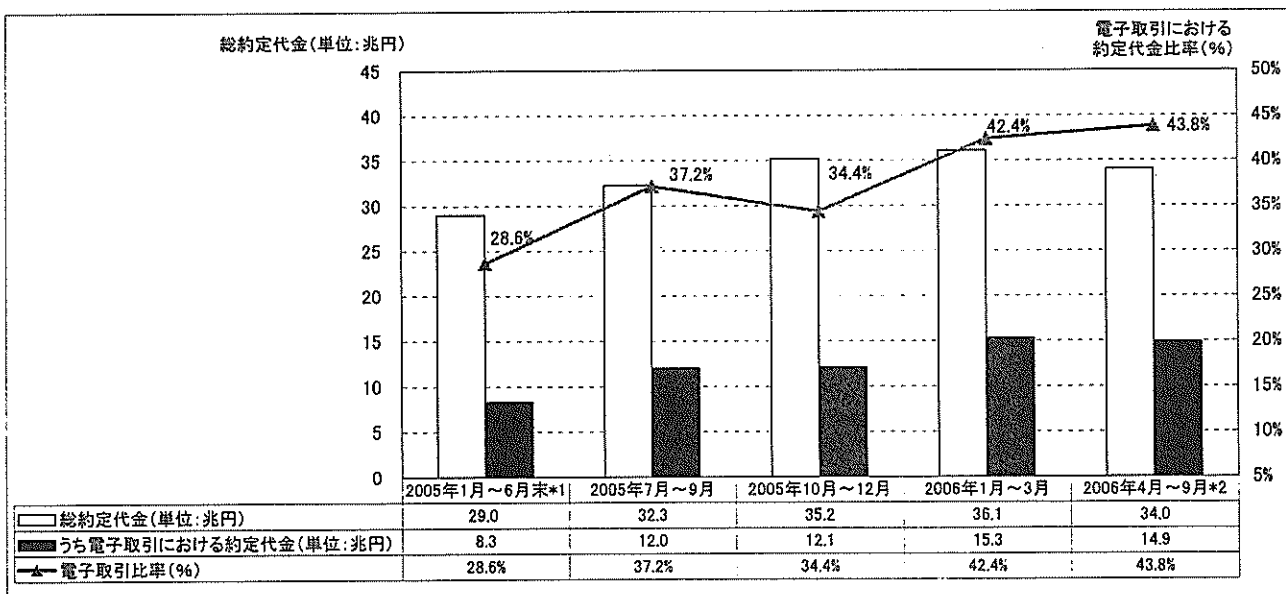


調査期間: 各調査期日までの3ヶ月間の売買高を使用している。
ただし*1 2005年1月～6月の調査対象期間は6ヶ月なので、売買高に1/2を乗じた。
*2 2006年4月～9月の調査対象期間は6ヶ月なので、売買高に1/2を乗じた。

2006.11.20 日本商品先物振興協会
JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURE
EXCHANGE ASSOCIATION

4

商品先物取引における電子取引
(インターネット取引)の普及状況
(総約定代金ベース)



調査期間: 各調査期日までの3ヶ月間の出来高を使用している。

*1 2005年1月～6月の調査対象期間は6ヶ月であったので、総約定代金に1/2を乗じた。

*2 2006年4月～9月の調査対象期間は6ヶ月であったので、総約定代金に1/2を乗じた。

2006.11.20 日本商品先物振興協会
JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURE
EXCHANGE ASSOCIATION

5